

第七十五回国会 建設委員會議録第七号

昭和五十年三月十四日(金曜日)
午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 天野 光晴君

理事 内海 英男君

理事 唐沢俊二郎君

理事 井上 普方君

理事 浦井 洋君

小沢 一郎君

塩谷 一夫君

野中 英二君

松野 幸泰君

阪上安太郎君

田邊 誠君

柴田 睦夫君

北側 義一君

出席國務大臣

建設大臣 飯谷 忠男君

國務大臣 金丸 信君

(国土庁長官)

出席政府委員

国土庁長官官房 栗屋 敏信君

長官 横手 正君

審議官 下河辺 淳君

国土庁計画・調 小幡 琢也君

整備局長 近藤 隆之君

国土庁大都市圏 高橋 弘篤君

局長 大塩洋一郎君

建設大臣官房長 吉田 泰夫君

建設省計画局長 増岡 康治君

建設省都市局長 井上 孝君

建設省河川局長 井上 孝君

建設省道路局長 井上 孝君

委員外の出席者
建設省住宅局長 山岡 一男君
厚生省年金局長 山内 豊徳君
金課長 近長 武治君
農林省構造改善 局農政部就業改 善課長 近長 武治君
通商産業省立地 公害局工業再配 置課長 箕輪 哲君
運輸省鉄道監督 局民営鉄道部財 常川 隆司君
労働省職業安定 局雇用政策課長 小粥 義朗君
国土地理院長 井上 英二君
参 考 人 南部 哲也君
(日本住宅公団 総裁)
参 考 人 播磨 雅雄君
(日本住宅公団 理事)
参 考 人 上野 誠朗君
(日本住宅公団 理事)
建設委員会調査 室長 曾田 忠君

委員の移動

三月一日

藤井 勝志君

同月十四日

山崎 始男君

同日

田邊 誠君

補欠選任

山崎 始男君

同日

田邊 誠君

補欠選任

山崎 始男君

同日
理事渡辺栄一君同日理事辞任につき、その補欠として内海英男君が理事に当選した。

三月一日

国土利用計画法の運用に関する請願(松澤雄蔵君紹介(第一一四五号))
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任
参考人出頭要求に関する件
宅地開発公団法案(内閣提出、第七十二回国会
開法第三号)

建設行政の基本施策に関する件
国土行政の基本施策に関する件

○天野委員長 これより会議を開きます。
この際、理事辞任についてお諮りいたします。
理事渡辺栄一君から理事辞任の申し出があります。
これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいた
します。
ただいま辞任されました理事の補欠選任を行
いたいと存じますが、これは先例により、委員長に
おいて指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、
理事に内海英男君を指名いたします。

○天野委員長 次に、参考人出頭要求に関する件
についてお諮りいたします。
宅地開発公団法案審査のため、本日、日本住宅
公団から総裁南部哲也君、理事播磨雅雄君及び理
事上野誠朗君に参考人として御出席を願ひ、御意
見を聴取することにいたしたいと存じますが、御
異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。
なお、参考人からの御意見は、質疑応答の形式
でお聞きすることにいたしたいと存じますので、
さよう御了承願います。

○天野委員長 次に、内閣提出、宅地開発公団法
案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。福岡義登君。

○福岡委員 宅地開発公団法案の質疑に入るわけ
ですが、質疑の参考にした点もありますので、
先般建設省が治水、利水の関係から調査されまし
た群馬県の沼田ダムについてお伺いをしたいと思
うのですが、調査されました結果、今後どうい
う方針でおられるのか、これをお尋ねしたいと思
います。

○福岡政府委員 お答えいたします。
利根川水系の沼田ダムの計画は、従来ございま
したけれども、六十年代までの長期計画の中には
入っておりませんで、六十年までは考えておりま
せん。
○田邊委員 いま河川局長から御答弁がありまし
たが、私、実はせんだったの予算委員会での問

題を質問いたしました。特に水不足に対応するために一体どういう方法をとるべきかという質問をいたしましたのでありますが、それに対して大臣からも、これは非常に多様な方法がある、ダムをつくる必要もあるけれども、そればかりでなく、流水の利用のこともある、あるいはまた霞ヶ浦開発等の問題もある、そして水の規制、再利用、こういったことも考えなければならぬ、実は質疑応答の中でそういう多様な答弁も承ったのであります。

そこで私は、ダムをつくって対応することも一つの方法であるけれども、その部面はいままでよりもふやすということであってはならないじやないかという質問を展開いたしましたのでありますが、その際大臣は「沼田ダムの問題にしましては私もずっと聞いております。これを建設すると大変な被害者が出るようでありますね。いかに首都圏の水が大事かといつても、それだけの人の犠牲にしてまで建設することが一体どうかという問題、しかしそれが不可能とすれば、一体それにかわるものはどういふものかを考えるべきか」という御答弁があつたのでありますが、「ダムに頼らざるを得ない」ということは御理解いただけたと思うのです」という御答弁が実は中心にあつたために、いわば日本最大のダムと言われていると論議を醸してまいりましたが、数年前からこの沼田ダムはつくらないという大臣の答弁があつたにもかかわらず、ダムの建設が必要だという大臣の答弁が一部にはかなり誤解をされて、沼田ダムは建設が必要ではないかというように実は報道もされたというところでございまして、われわれはこの問題に対しては、いま河川局長のお話のように、昭和六十年までの計画に入っていないということとを再三承つてまいつたにもかかわらず、大臣のいまの答弁というものが誤解を生んだとすれば、これは政府にとつても重大なことではないかというように思いますので、いま福岡委員からの質問ということになつたわけでございまして、私の沼田ダムに関する質問は、こゝに、三年、とてもいまの状態

況の中では、数千戸の水没があるという状況では、これはつくるべきでないというのが歴代の建設大臣の答へです、この従前の考え方と変わつていないと承つてよろしくございませうか、この質問いたしましたところが「それで結構です」と言つてゐるんですが、これがいわば言い回しが非常に不明確であつたためにさらにその点に対する誤解を生んだといういきさつがございしますので、この際、いまの河川局長の答弁を受けて、もう一度この点に対する大臣の明快な御答弁を承つておきたい、こう思うわけであります。

○仮谷國務大臣 前大臣からいろいろ御答弁しておるようですが、そのとおりです。率直に言つて、私も高知県の、実はダム県なんです。私、終戦後からもう五個のダムをつくつてゐるのです。一昨年完成した早明浦ダムというのは貯水量二億トン、水資源公団のやるダムとしては日本一です。そういうものをつくつてゐるのです。しかし、そのダムの水没戸数でも何百とまゝつておらぬわけなんです。ところが、それ一つやるだけでもずいぶん苦勞した経験を私は持つておるのですよ。いんやいかに首都に水が必要だと言つても、数千戸の水没犠牲者を出してやるといふことが容易なことではないといふことは常識の問題でして、そういう意味から考えてみまして、その問題は実際にやろうとしてもできないのじやないかという感じを私は持つておりますし、私どもはやる考え方は持つておりませんといふことをはっきり申し上げておきます。

○田邊委員 いまの大臣のお答へで明確になりまして、六十年までの間に沼田ダムの計画はないという形でございしますが、私は、いま前段に申し上げたように、ダム計画についても、首都圏の水は首都圏の範囲の中で賄うという形だけでなくて、たとえば他の地域から導水をするなりもつていろいろな方法について考えなければならぬ。したがつて、五十年までの東京の水対策というものの対する一つの計画はありましたけれども、その後の計画がないということも非常に不安を与えてゐる

んじゃないかと思うのでありまして、常に東京と上流県との間における争いが絶えないという状態でありますから、私が申し上げたような観点で、ダムに頼らなければならぬものは最小限度に頼る、しかし、それ以外のいま言つたいろいろな開発それから水の抑制、再利用あるいは海水の淡水化、こういう問題に対して一つの方向を早急に見出すような努力をすべきではないかというように考えておるわけでありまして、従前のような、ただダムにその大部分を頼つてゐるという考え方を再検討すべき時期に来ているのではないかとこの質問も私はいたしましたのでありますが、この点に対しては、大臣も一度、私の考え方に基本的に同意であるかどうかお伺いしておきたいと思ひます。

○仮谷國務大臣 全く同意であります。足らないからダムをつくつて取りさへしたらいという考え方は間違ひなんです。やはり現在の水の規制の問題、再利用の問題、これは真剣に考えなければならぬ時期に来ておると私は思ふのです。それから、一つの県内で水が足りないからその県内で全部無理をしてもつくらなければならぬという考え方も、これも余りに狭い考え方であつて、むしろ広域に考えて処置を考えていくべきだといふことも当然でありまして、そういうような意味から、少なくとも昭和六十年までに足らなければ足りないにそれに対する計画を十分立てて、そして関係方面の理解を得る、あるいは必要以上に不安を与えないという態度をとることは当然だと思ひます。お説のとおりに努力をいたしてまいります。

○福岡委員 そこで宅開公団法の質問に入るわけでありまして、具体的な法案の内容につきましては、後ほどの同僚議員の質疑にゆだねることにいたしまして、私は、住宅政策の前提となる諸問題あるいは住宅政策の基本となる諸問題などを中心として、第一期住宅建設五カ年計画は昭和四十一年から昭和四十五年までの五カ年間、第二期五カ年計画は四十六年から五十年までというところで今日ま

で努力をされたわけでありまして、第一期五カ年計画は一応の目標は達成したと言へるかとも思ひます。この達成率は総合で一〇・六％でありまして、一応その目的は達成したといふことが言へる。ところが第二期になりますと、五十年の計画がそのとおりであったといつたとしても達成率は一〇〇に到達をしない、こういうことになつておるわけでありまして、さらにその中で、申し上げましたように、第一期五カ年計画で一〇・六に総合ではなつておるのですが、公団住宅や公営住宅は一〇〇になつてゐない。公営住宅は九二％の達成率でありまして、公団住宅が九五％の達成率とところが第二期になりますと、さらにこれが下がつてくるわけなんです。五十年の計画がそのまゝいつたとしても、その達成率は公営で七六％程度、公団住宅の場合にはさらに下がらして六三％ぐらいしか達成できないであらう、こう言われておるのですが、五十年の達成率の見通しについて、公営住宅、公団住宅についてそれぞれ御説明をいただきたいと思ひます。

○山岡政府委員 いま先生のおっしゃいましたとおり、五十年度末までにおきます公営住宅、公団住宅の進捗におきましては一〇〇％に達成いたしません。ただ、先ほど公営住宅を七六％と先生おっしゃいましたけれども、実はその中に改良住宅のおくれが入つておりまして、純粹の公営住宅だけでございまして七九・七％、約八〇％ができるわけでございまして、公団住宅は六三・五％でございまして、

○福岡委員 私がお尋ねしておるのは、五十年度が計画どおりにいく自信があるかどうかということをお尋ねしているものでありまして、計画どおりについて、いまおっしゃいました数字が出てくるわけなんです。

○山岡政府委員 現在までに、特に公営住宅、公団住宅が建たなかつた理由の中に、関連公共公益施設等の整備のための地元市町村トラブルというのが相当の部分占めております。その関係で、新年度におきましては、そういうふうなものにつ

この結果、人口につきましてどういうはねつ返りがあるかということでございますけれども、これは実はいろいろな前提がさらにからんできた計算になるものでございますから、いま申し上げましたような、産業構造あるいは地域構造を前提として就業者をはじき出して、それをさらに人口にはねつ返したということでございまして、これは試算でございますけれども、関東臨海と申しますのは神奈川、東京、埼玉、千葉でございます。

これは考え方でございませうけれども、これの趨勢に任せますとこのくらいになります。それは再配置政策がいま申し上げましたような形で実を結びましたときにはこのくらいになりますという計算をしてございませうけれども、趨勢に比しまして四百七十万くらいは減るといふ効果を一応考えているわけでございます。

ただこれも、全国ベースで申しますと、昭和六十年には、千八百万くらい、昭和四十五年に比べて人口がふえるわけでございますから、いま申し上げましたような工業再配置政策というものがねらったとおり実現いたしましたも、いま申し上げましたような、たとえば関東臨海の人口の絶対値と申しますのは従来に比べて減らない、ふえるという形になります。

なぜそうなるかということでございますが、これは、先ほど申し上げましたように、かなりきつい分散目標を与えてもそうなるわけでございますけれども、日本の産業構造全体というのは三次産業の比重が多くなるということ、それから御存じのとおり、いわゆる巨大都市につきましては、人口の年齢別構成から見ますと若年層というのが集中しております。そうしますと、かなりの人口分散という効果があつたにいたしまして、その中で人口がふえていく、あるいは自己増殖していくと言った方が正確かもしれません、そういうような構造になつておるといふことではないかと考えております。

○福岡委員 大体事情はわかったのですが、もう一つ具体的な例として農林省にお伺いしてみたいと思つております。

農林地域工業導入促進法というのがありますが、これの事業計画は現在どうなつておりますか。

○近畿説明員 お答え申し上げます。農林地域工業導入促進法が制定されましたのが四十六年の六月でございます。これは農林省と通産省と労働省の三省の共管の法律になつてございませうが、その後、四十六年の十一月に国が基本方針を示してございませう。その後、各都道府県で

基本計画を策定することになつてございまして、これは四十二道府県で計画がつくられております。そして、その基本方針と基本計画を指針といたしまして、市町村、それから拠点の場所につきましては都道府県が実施計画を策定するということになつてございまして、四十八年度までに六百十五の市町村において実施計画が策定されてございませう。

○福岡委員 地域指定二千五百九十六ございませう。そのうちで六百十五実施計画が立てられていまして、こう言うのですが、さきに工業再配置の御説明がございまして、この工業再配置計画と、いまお話のありました農林地域工業導入の事業計画との関係ですが、これは通産、労働、農林共管と言われまして、当然調整されておると思ふのですが、この辺どうなつておるのか。

○近畿説明員 お答え申し上げます。実は、農林地域工業導入促進法が制定されましたのは、先ほど申し上げましたように、四十六年の六月でございます。それから、工業再配置促進法が制定されましたのが四十七年でございます。

農林地域工業導入促進法は、御存じのように、農林地域に工業導入を計画的にかつ積極的に促進いたします。その結果、地元で就業機会がでますので、農業従事者がその希望あるいは能力に従つて、導入された工業に就業いたします。そして一方、農業の構造改善のための施策を進めていきます。こういう施策が両々相まって、農業と工業の調和のある地域社会ができていく。そういう形で、農業面から見ても、あるいは一般的な雇用構造を高度化していく、こういうことが目的でございます。

なお、工業再配置促進法は、当省の所管ではございませうが、法文を見ますと、過度に工業が集積している地域、いわゆる移転促進地域でございませうが、そういう地域から、従来工業の集積度が低い地域に工業を誘導いたしまして、工業の再配置を促進する、そういうことで国土全体の均

衡ある発展を図つていく、こういうことでございませう。法制度上は両者それぞれ独立したものであると考えております。

しかしながら、両法の制度というのは、実は実態面から見ますと、工業の地方分散という共通の効果をねらつておるわけでございます。したがって、両制度の間では、工業の地方分散という観点からは十分な調整が図られていなければならぬわけでありませう。現実に制度の上では調整が図られてございませうが、当省では、工業再配置促進法の提案に当たりましては、かなり通産省とも十分な打ち合わせをしてございませう。

具体的にどういふような形になつておるか、二、三申し上げませう。まず、工業再配置促進法におきます誘導地域でございませうが、これは工業をこれから導入していこうというところでございませう。農林地域工業導入促進法で規定いたします農林地域と、ねらいとしては大体同じでございませう。

それで、実態では九割以上重複してございませう。したがって、農林地域と誘導地域は大体同一の地域であるとお考えいただいても差し支えないであらうと思ひます。

それから、工業再配置促進法の規定により移転計画の認定、それから、そのほか各般の優遇措置でございませうが、これは原則として農林地域工業導入促進法に基づく実施計画に従つたものについて行うようにということで、法案提出に当たつて両省の間で了解してございませう。法文の上でもそのようになってございませう。したがって、農林省といたしましては、両法に基づく制度がお互いに相補つて農林地域への工業導入がスムーズに進められていくものと考えております。

○福岡委員 工業再配置計画と農林地域工業導入、二つの問題に対比させまして、分散政策がどう進められておるかということも抜き出して議論してみたいのですが、このほかにも、新産都市建設促進法というのがある。あるいは低開発地域工業開発促進法というのがある。そのほかたくさんあるのがありますが、それぞれの手法で分散、国土の有

効利用ということが進められてきたんだが、こゝでやはり見直しという洗い直しをする必要がございませうのではないかと。

というのは、資源、環境、それにまあ産業構造その他の問題があるのでありますが、しかも、考え方としては、いままでのような高度経済成長政策、生産第一主義というような考え方を転換をしなければならぬ時期にも来ておる、限られた国土をどのように有効に使うかという課題にも直面をしておるわけですね。住宅政策を考へる場合、どうして現状のままでは限られた住宅政策しか推進できない事情にあるというように、これを総合的に判断してみますと、こゝで基本的な問題として、申し上げましたような事柄などについて十分再検討される時期に来ておると私は思ふのであります。これはまあ経済企画庁が総合的に考へる分野も非常に多いと思ふのでありますが、国土の有効利用という観点から、今後国土庁としては一体どういふ考えを持っておられるのか、明らかにしてもらひたい。

○下河辺政府委員 お答えいたします。

いま御指摘いただきましたように、各種の法律、制度がございまして、一応人口の分散政策に努力しておりますが、この段階で昭和四十四年に決めた新全国総合開発計画の見直し作業も始まつておりまして、新しい全国開発計画をつくる段階に来ております。前国会で制定していただきました国土利用計画法に基づく国土利用計画も作業に入つておりまして、私どもといたしましては、各省の行政の中心になる基本的な計画をこの段階で各省共同してまとめてみたいというふうに考えておりまして、それをまとめることをまず第一前提といたしまして、それがまとまつた段階で、制度についてもやはり必要なものについては見直す必要があるのではないかとこのように考えております。

内容につきましては、まだ申し上げる段階ではございませうけれども、いままで御質疑いただきましたように、いままでの制度はどちらかとい

ますと企業の移転ということに関するものが中心になっておりました。そのことは、つまり分散した方々の働く場所をどうするかということに関連したところでありまして、今日の分散政策の中では、その分散した企業に働く方々の生活環境の問題が相当大きいというふうに見えておりました。仮に地方へ工場が立地いたしましたとしても、

その二回目、三回目に、就業を得ることが企業側としてもむずかしいという実例も出てまいりまして、その理由をたゞして見ますと、主に働く方々の家族の生活環境が非常に悪いということが大きな理由として挙げられていた点もございまして、そういうことも加味して分散政策をもう一度よく検討してみたいと考えております。

○福岡委員 昨第三次住宅建設五カ年計画に間に合うように適切なものを出していただきたというように強く要望しておきたいと思っております。

通産省と農林省と国土庁、結構でございます。次の問題は、これも公営、公団住宅がなぜ建たなかったかという第二の理由なんでありまして、市町村財政の負担が非常に増加する。これは人口急増によりまして、仮に公団が住宅を建てても、その他の公営公共事業は当該の自治体がいやならなければならぬ、こういう事情があったと思っております。そういう関係から見ますと、それらの自治体は開発や人口の抑制を図るところが多くて、たとえば指導要綱によりまして、これらを、開発や、あれを制限するところが非常に多かった、あるいはまた学校の用地の供出でありまして、あるいは財政負担の割合を定めるというふうなことがあったと思うのですけれども、この地方財政の負担の増加というものをどうやって解決するかということも、住宅政策を今後進めるに当たりまして非常に重要な課題だと思っております。建設省としてはどういってお考えを持っておりますか。

○大塚政府委員 御指摘のとおり、団地お断りといった現象が大都市圏を中心として起こっております。

まして、それが住宅建設及び団地建設につきまして最大の隘路になっているというのが現状でございます。

この財政負担の急増ということが地方財政を圧迫し、それがひいては地方財政上の見地からそういう現象を引き起こしておるのでございます。何としても団地建設を進めていくためには、この地方財政の窮状に対して援助するという対策が必要でございまして、従来から人口急増地域とあるいは学童急増地域等につきまして、国庫負担率の引き上げ等を行うとか、あるいは起債その他の充当率の引き上げを行うとか、あるいは四十二年度から始まりました五省協定に基づく立てかえ施行というふうな制度をつくりまして、人的、技術的にこれを立てかえて、財政的にも援助するというような方法を行ってきたのでございます。しかし、それだけでは十分でございせんので、五十年におきましては、事業量の増加のほか、特に三大都市圏に顕著でございまして、これらの地域につきまして住宅公団の立てかえ施行制度につきまして、抜本的な相当思い切った改善措置を加えようとしておるのでございまして、償還条件の大幅な改善を図るということを中心にしてその強化を図ってまいりたい。それからさらに、充当率を一〇〇％にするための起債の強化というふうなことを行いまして、そのための利子補給につきましても配慮をいたしたいというふうなことを考えて、財政の援助を行いたいと思っております。

さらに、いま御審議いただきます宅地開発公団におきましては、十年据え置き期間を含むその間は無利子とするような措置を考へる長期割賦の方式を考へ、その財源に充てるための基金というふうな新しい制度を考へるというふうなことを講じておる次第でありまして、さらに公団につきましては、直接補助制度というふうな制度も設けて、これらの制度を総合いたしまして、何とかしてこの団地建設がスムーズに行い得るよう、地方の財政負担が軽減されるような措置を今後とも講じてまいりたい、そのような姿勢で対処したいと考えております。

○福岡委員 御努力の跡はこれは否定しませんが、いま局長おっしゃるようにならざるを得ないだろう、これは後日のまた検討事項にしたいと思うのですが、地方財政の負担の増加の解消について格段の努力を求めたいと思っております。

第三の問題は、住宅建設計画であるいは公団、この場合公団の場合が多いと思うのですが、その団地構想と当該市町村の諸整備計画は必ずしもうまく調和されてない。整合性の問題なんですが、これはどういう反省の上に立って、特に住宅公団の場合、過去やつてこられまして、どういう反省の上に立って今後どういう方針を考えておられるか総裁いかがですか。

○南都参事人 過去におきましては、実は住宅建設に非常に追われまして、十分の詰めが行われないうで発注するということが多かったことが四十六年までございました。その後、地元と、もちろん法律上も公団法三十四条あるいは三十六条で地元の公共団体の意見を聞かなければならないということになりました。これは実質上は意見ということよりも全く協議で現在施行しているわけでございまして、ただ御承知のように、非常に関連する部門が多ございまして、たとえばその後、反省する事項としては保育所の計画が足りなかつたというふうなこと、あるいは公立の幼稚園についての配慮がなかつたとかいうようなことで若干のトラブルがあったり、あるいは付近を通る道路、通道路といふようなものが、これは市町村の施行でございまして、公団が引き受けてやるという場合に、なかなか地元の住民との話し合いがつかないというふうな問題もございまして、さらに最近では、ほとんど市町村の理事者側だけではなくて、議会側の承認も全部とるような措置をしております。ところが、そこで承認を得まして、現実の団地に着手いたしますと、これはまあ工事騒音の問題であるとか、いろいろな問題がございまして、大体地域の住民との折衝も非常に重要になってく

ると思ひます。こういうような面を全部話し合ひで逐次御了承願つて住宅を建てていく、こういうふうに、市町村あるいは府県段階だけでなく、さらに市町村も市議会あるいは町議会、さらに地元住民というように、一番現地にまで下がりましていろいろ話し合いを進めていくというのが現状でございます。

○福岡委員 時間がありませんので先へ進みますが、住宅公団の仕事の種類なり、あり方につきましては、総裁御承知のように、多くの意見があるところであります。近く多摩ニュータウンも見せていただきますので、集中審議する機会を持ちたいと思っておりますので、そのときに問題を残しておきたいと思ひます。今後十分御検討をいただきたいわけでございます。

あと時間ありませんので、急ぐのですが、もう二つほど、公団や公営住宅が建たなかつた大きな理由があると思ひますのは、いわゆる超過負担の問題、それからもう一つは縦割り行政の問題がある。

確かに五省協定は結んでおられますが、それでも十分ではない。特に公営住宅の場合は、国と市町村、地方自治体は十分協力をしなければならぬということが定めてあるけれども、必ずしもそううまくいっておると私どもは思つておりません。ぜひ今後、その対策を考えていただきたいという、時間がありませんから、要望にとどめておきたいと思ひます。そこで今度は、具体的な住宅政策の中身に入りたいのですが、日本の場合、非常に公的借家が少くない。ちよつと資料は古いのですが、昭和四十五年で持ち家が約五八％、借家が四〇％、こうなつております。その借家の内訳を見ますと、民営が全体の戸数に対しての割合は六％、民営が、民営が二七・二％、それから公的借家が六・二％、給与住宅が七・〇、同居が一・二、非住宅居住が〇・三％、こういうことになっております。非常に公的借家が低いわけで、第二期住宅建設五カ年

計画を見ましても、公営住宅は七割しか計画されてない。それから、これは全部借家と仮に仮定しましても、公団は四十六万戸でありますから、四・八割しかない。合計いたしまして、一一・八割ということになる。日本の場合、公的借家が非常に少ない。諸外国をくらんになれば、御承知のとおり、公的借家の比率が非常に高いわけですね。今後の住宅政策を立てるに当たりまして、この持ち家と借家の関係、その借家の中で公的借家が占める割合というものを今後高めていく必要があると思うが、いかがですか。

○山岡政府委員 公営住宅、それから公団の賃貸住宅、公社の賃貸住宅等の公的賃貸住宅のストックにつきましては、逐年、その比率を上げてまいっております。昭和三十八年の住調のときには四・六割でございます。四十三年の住調では五・八割、四十八年十月の住調では六・九割ということに、少しずつ上がってまいっております。トータルを申し上げますと百九十九万五千戸というのが四十八年の住調のときの全住宅ストックの中の公的住宅でございます。約六・九割ということでございます。

これにつきましては、先生申されましたように、諸外国、イギリスでは大体三〇％が公的でございます。西ドイツ、フランス等につきましては公的援助のやり方が日本と少し違っておりますので、直ちに比較はできないかもしれませんが、やはり二〇％ぐらいの公的なものを持っております。それに比べますと確かに日本は低うございます。そういう意味で、第二期の住宅建設五カ年計画におきましては、官民合わせた全体では、持ち家を五五％、それから賃貸を四五％という基本の計画で策定いたしましたけれども、特にその中で公的援助をいたします住宅につきましては、やはり低所得階層対策ということが主でございますので、六割を賃貸、四割を持ち家というふうな区分で実はやってまいったわけでございます。

しかしながら、最近御案内のとおり住宅金融公庫に対します要望が非常に強い。今度の五カ年計

画でも公庫だけは一一・六割の達成率になります。反面、先ほど申し上げましたような公営住宅、公団住宅等が立ち遅れておりますので、その結果といたしますと、われわれの見込みよりもやはり若干分譲にウェイトがかかったかっこうになっているわけでございます。

今後の施策の方向といたしましては、持ち家とか借家の区分につきましては、国民の需要実態調査等を参考にしておりますけれども、やはり関連公共施設整備に対する助成の強化とか、それから転がし方式の推進とか、それから新しい借地方式による土地の活用だとかいうものをかみ合わせまして、大都市におきます公的住宅建設の隘路の打開を図って大いに公的賃貸住宅の建設に努力してまいりたいと思っております。

なお、基本的に賃貸と持ち家の割合は、国民の需要動向に従うべきものだと思われるわけでありますが、このため第三期の建設五カ年計画におきましては、こうした観点を踏まえまして、賃貸と分譲とのバランスのとれたものになるように現在検討中でございます。

○欄間委員 持ち家と借家の関係は、いま山岡局長のお話しされたような需要と供給の関係で将来検討すればいいと思うのですが、私がいま中心的に取り上げておりますのは、その借家のうち公的借家が非常に少ないじゃないか。いま局長のお話のように諸外国は非常に高い。

建設大臣、いかがですか。もう少し思い切った公的借家をふやして、イギリスの三〇％にいきなりいけないうえに、いまお話しによりまして六・九割なんですね。もう非常に低い。だから第三次五カ年計画では、抜本的にこれを改めて公的借家をふやしていくというようにするべきだと思

うが、建設大臣、どうお考えになりますか。
○飯谷國務大臣 日本の住宅政策自体が、全体の六〇％を民間に頼っているのです。それに対しては政府は格別に介入をしておらぬわけでありまして、本間に住宅を根本的にやろうということになれば、民間の六〇％に対しても政府が何らかの

発言力を持つて、ある程度国民の期待にこたえる方法を考えるべきだと思う。しかも、その六〇％を除いた四〇％の中のさらに公的賃貸が、おっしゃるとおり非常に低いということは、現在の実情から考えて私は適当でないと思っております。

ただ、二次計画をずっと進めてきて、特に公的ないわゆる賃貸住宅の非常なむすかしさというのが、いま一つの問題に当たっている。たとえば公営住宅の問題にいたしまして、新旧の家賃に非常な差があるということ、そういった基本的な問題もひとつやはりこの際解決しなければならぬのじゃないか、私は一つの問題だと思っておるわけなんです。

なぜ公的住宅が、特に公営住宅が進まないかという問題は、これは地域的にもいろいろ問題がありまして、これは地方的にも、これは地方公共団体自体ももう少しひとつ腹構えを持つてもらって、そういう面では国と地方公共団体が本当に一体となった今後の推進を考えるべきだ、そういうふう

に思っております。
いろいろ隘路がありますが、超過負担の問題もありまして、そういっても、それは解消していく方法も考えなければならぬし、それから従来の公営住宅が、国の方で枠を決めておいて、そしてその枠の範囲内で適当に各地方に配分していくという形になってしまったのですが、先ほど少し局長からも話をしておりましたように、私は少なくとも第三期の公営住宅については、地方公共団体からむしろその計画を逆に吸い上げて、積み上げ方式によって、そしてまたもったものを国も地方公共団体も一緒に進めていくという形にすれば、実態に即したものができるのではないかと、こういう感じがいたします。そういう意味において、公営住宅を積極的に進める方策についてわれわれは努力しなければならぬ問題がある

わけですから、さきに申し上げました団地お断わりといったような、これはもうもろの問題はありますけれども、そういう問題も含めて、それ

は団地を進めていくこととするためには、地域の公共団体等の意見を聞く、やはり賃貸だけではいけないし、分譲というもののウェイトを置かないと公団住宅がスムーズにいかないといったような問題等もありますから、こういう問題も今後の公団住宅を進めていくためには、もっと根本的に掘り下げて検討し出直すべきであるということ、私は真剣に考えております。

いずれにいたしましても、公的賃貸住宅をこれから思い切つてふやしていくということ、特に大都市を中心にして、所得の低い階層、あるいは老人、母子家庭等がありますから、少なくともその人々の要望する量だけは確保することを最少数限度考えなければならぬ、そういうふうに思っております。

○欄間委員 公団賃貸並びに公営住宅がなぜうまくいかなかったかというのは、いま大臣もおっしゃいました、幾つかあると思うのです。特に公営住宅の場合は、用地費が非常にかかる、それに手当てが十分でないということもあるでしょう、超過負担もあるでしょう、家賃も、いろいろあるでしょうが、そういう隘路になっておった問題を解決すれば建つようになると思うのです。そこを努力していただきたい。考え方としては公的賃貸のシェアをふやしていく。第三次五カ年計画の中でまた議論させていただきたいと思いますが、強くこの点は要望して次へ進みたいと思います。

次は、住宅行政の一元化ということが非常に大切であると思うのです。現在建設省所管のもの、それから厚生省所管の厚生住宅、それから労働省の雇用促進住宅、大蔵省のこれは給与住宅で公務員住宅、といういろいろ分かれておるわけです。それぞれ目的があることは私も承知いたします。しかし、だからといってこのままでもいいかという、やはり一元化する要素があるのじゃないかという気がしてなりません。相当建設戸数も多いのです。四十六年から四十九年まで公営住宅が四十二万八千戸、公団住宅が二十三万二千戸、公庫は百二十六万戸、厚生住宅が二十五万四千戸、雇用促

進が二万三千五百戸というふうに住んでおられるわけ
です。この中で給与住宅を抜き出してみますと、
公庫の産労住宅がある、それからこれは特定分譲
であり、公団の給与住宅、厚年の給与住宅、
これは地方公共団体と事業主がやるもの、それか
ら雇用促進事業団のやる、事業団が直接やるもの
と事業主にやらせるもの、こういういろいろあるわけ
です。

たとえば給与住宅にも、それぞれの目的なり理
由があるというところは私も承知いたしますが、相
当部分整理できるものがあると思っております。
一元化できる方法が考えられると思っております。

しかも、ILOの「労働者住宅に関する勧告」の
中を見ますと、給与住宅は特別の場合を除いてこ
れはよろしくない、これは対等な雇用関係を保
持するとか、あるいは退職後住宅不安にさらされ
るとか、いろいろ理由でできるだけ給与住宅とい
うものはやらない方がいんだという勧告が出て
おるわけでありまして、せっかく厚生省、労働省に
も御苦労していただいておりますわけでありま
すが、時間がありまので一々のやりとりの議論は
できません。時間の節約をしたいと思っております
結論として私は、これらある住宅行政というもの
をできるだけ一元化するべきであるというように
思うのだが、その結論について建設省なり厚生省
労働省はどういうふうに考えられておるか。また
後段で申し上げました給与住宅というもののあり
方について再検討する時期に来ていると思われま
うか。この二点について各省から、時間がありま
せんから簡単にいいですから、説明していただき
たいと思っております。

○山岡政府委員 現在各省のそれぞれのところ
で、ある程度目的も違いますが、また別な資金
ソースで住宅政策を進めておられます。

ただ、全体の計画といたしまして、住宅建設計
画法に基づいて五カ年計画等策定しておるわけ
でございますが、その中では「公的資金による住宅」
というものの、国、政府関係機関もしくは地
方公共団体が建設する住宅等につきまして、全部

その他住宅という名前でお呼んでおられて、組み
込んでおります。さらに住宅建設計画等に関する
他省庁との協議事項につきまして、建設大臣が
五カ年計画を作成する場合にはあらかじめ関係行
政機関の長に協議をしろ、これは第四條でござ
います。それから建設大臣は地方住宅建設五カ年計
画を作成しようとするときは、あらかじめ関係行
政機関の長に協議するとともに、関係都道府県の
意見を聞け、これが第五條でございます。それか
らさらに、都道府県官の公営住宅建設事業量を決
めようとするときは、第二種に分けてはあ
らからじめ厚生大臣に協議をしろ、これが第五條の
第七項でございます。さらに、建設大臣が住宅建
設五カ年計画または地方住宅建設五カ年計画を作
成いたします場合には、関係行政機関の長に對し
まして必要な資料の提出を求めることもできま
す。また、その所管に係る公的資金による住宅の建設
基準、助成条件その他当該住宅の供給に關して意
見を述べることができるといふのが第十條でござ
います。さらに雇用促進事業団法とか財産形成促
進法等の中にも、いずれも各主務大臣がおやりに
なる場合に、建設大臣と協議ということが入って
おります。したがって、一元化の方向は非常に
望ましいこととございまして、われわれもその
実現に努力しておりますけれども、それぞれの目
的と財源の違う住宅等につきましては、いまのよ
うな各省間の調整を十二分にやっておりますとい
うことでございまして、

それから給与住宅は、確かにILO条約の趣旨
から言いますと漸減すべき方向にあらうかと思
っております。思っておりますが、先ほど来先生
からも御指摘をいただいておりますように、それ
にかゝる公的賃貸住宅の大量供給ということを実
現することがうらはらであらうかと思っております。
したがって、現状でいま直ちに給与住宅
をやめるといふようなことはまだその時期で
はない、公共住宅の大量供給をどんどん進めなが
ら、逐次給与住宅についての検討を行っていくべ
きだというのが現在の考えでございます。

○小淵説明員 雇用促進事業団の実施してござ
います雇用促進住宅、それから雇用促進融資により
ます住宅建設については、いま建設省からもお答
えがございましたように、国の住宅行政の一元化と
いう観点から、これは雇用促進事業団法上もまた
実際上も、その予算、事業計画等につきまして、
建設省と十分協議の上で実施を進めていこうと
ございまして、

なお、給与住宅のあり方につきましては、先生
御指摘のとおり、ILO百十五号勧告もございま
す。確かにその面から、たとえば労働者の移転な
りあるいは職業選択の自由が実質的に阻害される
というふうなことが、給与住宅であるがゆえに出
てくるというふうな問題は、確かに問題としても
考えられます。したがって、勧告にありましますよ
うに、一般的には望ましくないものと認識されるべ
きだという勧告の内容については十分考えていく
点があらうかと思っております。それから、事業の遂
行上給与住宅をやると同時に、反面それが現実に
引越して働かなければならぬ労働者の福祉の
面からもやむを得ず必要とされるという分がござ
いますので、必要以上にそうしたものを広げるこ
とには当然問題があらうかと思っておりますが、必要
を得ない範囲でその分の供給を図っていくとい
うことは、当面やむを得ないものではなからうか
と思っております。次第でございまして、

○山内説明員 厚生年金の還元融資住宅につ
いては、先生も御指摘のように、その中にもいろ
んなやり方がございまして、ただいま住宅局
長から御答弁がございましたように、住宅建設に
關する上部計画でもございまして建設計画の趣旨に
即して適切に運営されますよう、これまでも毎年
予算認可あるいは執行段階で建設当局と協議を
しておりますけれども、なお御指摘の線に沿って、
今後とも十分な協議、連絡をとってやってまい
りたいと思っております。

○横岡委員 どうも十分なあれでないので、次
将来また議論する機会もあると思っておりますので、次

へ移りますが、あと二、三でございまして。

一つは家賃の問題。ある試算によりますと、日
本の公的借家を諸外国に比べますと、これは一平
米当たりでありまして、イタリアは六十円、フラ
ンスは百六十五円、イギリスは百七十二円、西ド
イツは二百七十円、日本の場合は、公団で中層団
地の場合、十六坪平均なのであります。これを
平米当たりに直しますと三百七十五円、同じ規模
で再開発住宅の場合は五百七十二円、こうなっ
ております。それから収入に占める割合も、イタリ
アが八％、フランスが一四、イギリスはちよつと
数字がはつきりしておりません。それから西ドイ
ツは一八％、日本は、前者が二〇％、後者が三一
％、こうなっている。公的賃貸が非常に高い。こ
れは原価主義に最大の原因があると思っております。
将来これを応能家賃制度に切りかえていく、そし
て、家賃はおおむね収入の一〇％程度に抑えてい
くということがいいと思うのですが、大臣、政策
としてどうお考えになりますか。

○飯谷國務大臣 賃貸住宅の家賃が原価主義でい
っていることは御承知のとおりでありまして、そ
ういう意味から地価や物価の上昇等によって家賃
が急激に上昇すること、これは、原価主義でいっ
ている限りどうしても抑えることのできない問題
であります。そうすると、その高くなる家賃を、
どうしていわゆる能力に応じて入居できるように
するかということが、これからの一つの大きな問
題であらうと思っております。実は審議会の方の中間報
告の中にも応能家賃方式というものが示唆されて
おります。やはり本当に公営賃貸住宅というもの
の精神から考えますと、その方式で進むべきだと
私も思っております。

しかし、これを現実にはやろうということになり
ますと、なかなかいろいろな問題が、出てきます。
技術的な問題はともかくとして、じや、能力に
応じて家賃を払わすが、その不足は一体このだ
れが持つかという問題、結局財源の問題になつて
くると思うのであります。私はそれなりに国も
地方公共団体も考えなければならぬと思ひます。

そのこと自体は、これから逃げて通るわけにはいかぬと思っております。が、ただ、前段も少し申し上げましたように、いままでの公営住宅の家賃のあり方というものは、これは非常に不公平であります。五十円、百円の家賃があるかと思えば、いま入る人は二万円近くで入らなければならぬという人もある。しかも、その五十円家賃のきわめて低い家賃の人が、現実には所得が非常に向上して、別に住宅を構えておいて、現在の公営住宅は一つの権利として保有しておるといったようなこともあるようでありまして、そういった不公平というこの基本的な問題を勇気をもって解決をつけなければならぬと思ひます。そして、そこからもある程度財源を捻出し、地方公共団体も国も一体になって、やはりこれからの家賃制度というものを公平に、能力に応じたいわゆる応能制度を考えていくべきだ、そういうふうにしておりま

す。非常にむずかしい問題でありますけれども、いずれにしてもこれはひとつやらなければならぬ問題だと考えておられて、五十一年度新しく出発するための一つの大きな政策課題として取り組んでおられるわけであります。

○福岡委員 これは、財源が必要でないのですから、やろうとすればできることなのですけれども、現在の入居者は抽せんによつてやつておる。で、住宅の困窮度に応じた入居基準になつてないわけですから、そこで、住宅困窮者の登録制度を採用したかどうか、そして困窮の度合いに応じて入居させるという方法がいいのではないか、これは余り金には要りませんが、やろうとすればすぐできるのだが、来々からいからおやりになりますか。

○飯谷國務大臣 抽せんを入居者を決めるという問題は、たまたま幸せん人は当たるとし、その当たった人が必ずしも当たらない人と比較して住宅に切実にそんなに困っているかどうかという問題を考えますと、おっしゃるとおり、本当に困っている人から順々にいわゆる登録して入居させていく方法が一番理想的だと私は思っております。

そうやるべきだと思っておりますが、その実態はどう把握するかという問題が、地方の町村あたりでは比較的わかりやすいのですけれども、大都會になつてきますと、なかなかそういうものの実態そのものの把握がむずかしいのではないかといいことで、いままで実現できなかったのではないかとありますが、しかし、これは当然考えなければならぬ問題で、これも一つの今後の住宅政策の最も大きな課題として私も検討しなければならぬと思っております。

○福岡委員 五十年年度第二期五カ年計画が終わる、五十一年度から第三期ということになるのですが、いままでの情性で第三期計画は立てるべきでない。抜本的に発想の転換をしまして、先ほど来問題を指摘しましたような事柄を詰めていただきたい。

それから同時に、昨年の十月に住宅地審議会の中間報告が出ている、近く答申が出されるであろうと言われる、先ほど来申し上げました労働者住宅に関するILOの勧告もある、そういうことを取り入れていただきまして、この第三期五カ年計画というものは本当にすばらしい計画を立てていただきたい、こういう要望なんでありまして、それに付いても、住宅基本法というのがわが国にはまだない。これも、それまでにひとつ住宅基本法を制定をして、そして、それに基づく第三次五カ年計画というふうなものをつくつていただきたいということ強く要望しておきたいと思つております。

最後に、宅開公団は必要なのかどうかという点にしばつて私はお伺いをしたいと思つております。ここで新たに宅地開発公団をつくらなくても、住宅公団の改組あるいは整備強化といひますか、そういうことをやつてできないことはないはずだ、こう私は思つておられます。ここで宅開公団が提起されるということは、ある意味では住宅公団に対する不信感が出てきておるとも言えると思つておるのです。内容の議論はさておくといたしますが、

いままで仕事をやつてこられました住宅公団總裁、あなたの現在の心境はいかがですか。

○南部参考人 住宅公団発足以来本年で二十年になります。この間住宅の方は大体管理戸数で八十万户に達しようとしております。住宅建設につきましても、先ほど来お話のありましたように、地方との協議その他非常に難航しながら今日に至つておる、ある時期には用地の取得難が非常に激しくて、私どもの方で入札したもののが全部民間企業に取られるというふうなこともありまして、悩みに悩んだ時代もございました。現在までいろいろな隘路がございました。しかし、それと同時に、宅地造成も二十年間に、住宅だけで言いますと二万ヘクタールというものをやつてきておりますが、大体年に千ヘクタールのペースでございます。供給いたしますのもこの五年間で大体二千ヘクタールくらいということ、ここで大規模な宅地のニーズがございまして、いまの事業量にさらにそれを加えていくということになります。現在でも、大体四十九年度で申しますと年間の事業量は八千億、五千人の職員でこれをこなしておりますので、一人当たり一億六千万円。これだけの事業をやつておる公団はございません。そういうふうなところ、さらに新しい住宅宅地のニーズというものが出てきますと、現在幸いなことに地価は鎮静しておりますが、この鎮静を維持するためにはどうしても宅地の供給量をふやさなければいけないというところになりますと、そういう急激な、大規模な宅地造成という仕事現在の公団に加算されますと、御承知のように、特に首都圏等におきましては非常に困地そのものについても難渋いたしております。したがって、宅地の国民的なニーズがあるならば、それをタイミングとして非常に急いで供給しなければならぬということであるならば、これは一つの機関でやるよりも二大馬力をやつた方が促進にはなる、このように考えておる次第でございます。

○福岡委員 予想外の御答弁なんです、私はもう少し自信を持っていたいて結構ではないかと思つたのです。むしろ八十万户の建設をされた、その賃貸の場合、管理も必要であります、そういう業務を他に何か工夫するとしてしましても、家を建てていくという、それに必要な宅地も一緒に一体的にやつていく方がいいのだという考えが出てくることを期待しておつたのですが、そういう消極的ないまの總裁の答弁で、やはり住宅公団は考え方が間違つておるのではないかという気がしますが、これは私の見解で、ここで議論しようとは思いません。

そこで私思ふのは、仮に宅地開発公団を必要とするにいたしましても、先ほど来幾つか議論してきましたような基礎的な条件なり前提となる条件というものはまだ整備されてない。早急にそれらを整備して、そして本当に宅開公団を必要とするのなら、そこで議論をすれば私はいと思ふ。時期尚早の感じがしてならぬわけですが、建設大臣は一通これを今後再検討する気持ちになられることはできませんか。

○飯谷國務大臣 宅開公団法は昨年の国会に提案をされたのでありまして、それだけ必要があつてやつたのが、実はいままで国会の審議も保留になつたままで今日に至つておりますから、むしろ私は、立法の時期から考えると少しずれたのではないかとこの感じがしておられて、急がなければいかぬという気持ちを持っております。

いろいろ御意見の中にもありましたように、やはりこれから先は、住宅の問題を解決していくためには、特に公的賃貸住宅等を進めていくために一番大きな問題は用地問題だと思ひます。用地問題だけ地方の公共団体にお任せしておつては、これはとても進まないといった現象もすでに生じておりますから、できることなれば公共団体やその地域の人々と十分相談をして、そして思い切つた用地をつくるということ、これを国の力でやつていくということがむしろこの際必要ではないかという感じが実はしているわけでございます。そういう意味で宅開公団は遅まきながらひとつ皆さん方の御協賛を得て早く出発させていただいて、ひと

つ思い切った住宅用地をつくっていくことに進めさせていたのだと思っております。

公団との問題がいろいろありましたが、住宅公団は建物、住宅を建てるのが使命でありまして、宅地をつくるのが使命ではありません。いままでさえも手いっぱい、いろいろと批判も受けておりますし、私はさらに内容を十分検討してこれからの皆さんの批判にこたえるようにしなければならぬと思っておりますが、そういう意味から、自分の自家用だけは宅地をつくる必要がありましようけれども、それ以外、よそのことまで手を出す余裕はないと私は思っております。そういう意味から、やはりこの際は思い切った宅地を開発するためには公団が必要であり、一日も早くこれが成立することを期待をいたしておるのであります。

福岡先生と若干考え方が違っておるようでありまうけれども、どうぞひとつ御了承をいただいで御協力をお願いいたします。

○福岡委員 だいたいの仮建設大臣の御答弁には異見がありますが、与えられた時間も来ましたが、また後日に譲りたいと思っております。これで終わります。

○天野委員長 清水徳松君。

○清水委員 私は、宅地開発公団法案について質問いたしたいと思っております。

質問の第一点は、この法律案については再検討をしなければならぬのではないかと、そのことです。御承知のとおり、この宅地開発公団法は昭和四十年十二月の建設省の宅地審議会、現在の住宅宅地審議会の第三次答申あるいはまた最近における昭和四十八年十一月の行政監視委員会の「住宅対策のための土地行政の機構および運営のあり方」についての答申、「こういつたような答申をもとに立案をされたものである」というふうにご了解しております。しかし、昭和四十年以来、このころは高度成長の最盛期でございまして、土地の確保が困難なときもあり、そして都市近郊におきましては人口急増、住宅用地が非常に必要な時代、私底

をした時代であつたと思ひます。現在はこの高度成長というものは大きくUターン現象を見せておる。むしろゼロ成長あるいは低成長時代に入つておるといふことは御承知のとおり。また、特にこの四十八年十一月の行政監視委員会の答申の以後に、石油ショックによる日本の経済の構造にもかかわるような大きな変化といふものが出ておる。さらにまた土地の異常なる値上がりを抑え、あるいはまた逆にそれを二、三割下げたところで土地を確保する、あるいは遊休地の利用、こういったようなことを理由に土地利用計画法がちやうどこの四十八年十一月ころより話が出まして、昨年の四月ですかこの土地利用計画法が成立をいたしました。

こういったような状況を考えるときに、この宅地開発公団法を立案した根拠である二つの答申が出た後に大きなような変化が起つておるといふことを考えると、もう一度これらの審議会に諮問をし直して、その上に立脚をしてこの宅地確保のための法律案といふものを出してくるべきではなからうかというように思ひます。その点についてもう一回検討をして出直す意思はないか、大臣から御答弁をお願いいたしたいと思ひます。

○仮谷國務大臣 先ほど福岡委員さんにお話し申し上げましたように、確かに立法の時期、その後の経緯はいろいろあります。ありますが、基本的に宅地開発が必要かどうかということが、私どもがこの法律を進めていくための本當の基本になると思つておるわけであります。もうそこまではやらなくてもその必要がないというならこれは話は別であります。けれども、いずれにしても、まだ宅地開発をして大量の安い宅地を供給するといふことが住宅政策を進めていくために欠くことのできない問題であるという観点から考えると、過去の経緯や法案の内容等に若干議論があるにいたしましても、ぜひひとつこの法案はひとまず通していただくようお願いをいたしたいと思ひます。そしてこの法案を運営していくためのいろいろな内部的な問題がありましようから、そういう問

題等につきましては、皆さんの御意見も十分参酌をしながら、そして今後の事態に即応するように進めていかねければならぬ、これは当然の責務だと思つておりますが、いまこの法案を撤回して審議会にさらに再提出をするといふたようなことは、時間的にも私も私ではもう余裕もございませぬし、去年からの経緯もございまして、ぜひひとつ御理解をいただいで、本案に対する御審議をお願いをいたしたいというのが真意でございします。

○清水委員 この宅地の確保といふことは十年前も現在も変わらないと思ひます。そういう意味において、この宅地開発公団法といふものが宅地の確保に大きくプラスになるものであるといふ中身のものがあつたならば、われわれはそれに対して賛成するにやぶさかではないと思ひます。協力するにやぶさかでもございませぬ。

（委員長退席、服部委員長代理着席）

しかし、実際の法律案の目的からして、住宅地の「大規模な造成を行い、これと併せて整備されるべき施設の用に供する宅地を造成するとともにこれらの宅地に必要なる公共施設、交通施設等の整備を行うこと等により、良好な宅地の大量供給と健全な市街地の形成を図り、もつて大都市及びその周辺の地域における住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする」とまことによいことづくめの夢のような計画であり、また目的であるような気がいたします。しかし、夢であつてはならないと思ひます。私はこの目的にありまうように「良好な」これはもちろん安い、職住近接した、しかも適正規模の宅地を供給することができるとか、非常に疑問のようないふことができません。公共施設をつくらう、交通手段を確保しよう、こういうような、われわれ今日でも遠いところから通勤する者にとつてはまことによいことづくめのこの宅地開発公団の目的ではあるわけでありまうが、これらの目的を達成する条件といふものが現在あるのかないのか、条件がありとすると自信があるのか、その辺のところ本當に確信を持

つての提案であるのかないのか、大臣からも一度御答弁をお願いをいたしたいと思ひます。

○仮谷國務大臣 法案ができて、その法案に基づいて候補地を選定をして、それから開発を図つていかなければならぬから、その意味においてはここでも断言的なことを申し上げるわけにはいきませんけれども、一応いまいろいろ予定をされておるところは地元の公共団体も非常に積極的に御協力はいただけるような感觸は実は持つておるわけでありまして、私どもはこれは一つの住宅都市といひます。都市計画に基づいた大型な住宅都市をつくるくらの気持ちでやらなければならぬと思ひます。

（服部委員長代理退席、委員長着席）

だから、その中には賃貸住宅もありまうし、分譲住宅もありまうし、そういうふうな問題をずつとバラエティーに富んだ対策を考えていかなければならぬと思つております。いま、その関連公共施設の問題のお話がありましたが、一番公団でも苦勞をいたしておるの、何とか住宅は一応建設でき、マンションは建設できたけれどもビルはできたけれども、今度はそれに通ずる交通の問題とか学校の問題とかあるいは下水の問題とか関連公共等の施設が十分にいかなくて、地方住民との間にトラブルが起つて、せっかくできたその住宅がまだ入居ができないといったような事態もあるわけでありまう。そういうことを考えますと、住宅の宅地をつくると同時に、そういう関連施設も事前に完全につくつて、そしていつでも入つていらしてください、そうしたら交通もすべての問題も完全に解決いたしておりますという理想的なものをつくらなければならぬ。それがわれわれの今後の一つの考え方でありまして、そのためにはよほどの努力が必要だと思ひますけれども、これはやらなければならぬ仕事でありますから、全力を挙げて努力をいたしたいと思ひます。そして、それなりのまいたいろいろな構想も描いておるわけでありまう。

具体的な問題、必要でありましたら局長からお

答えをいただきます。

○清水委員 いま大臣の御答弁を聞いても、まさに夢のような計画である。現実われわれは首都圏の三十キロあるいは四十キロ、その地帯に現在住んでおる。そこから約一時間半込み合う電車に乗って東京に通勤をする人の状況というものはよくわかつての上の大臣に対する御質問であるわけです。ですから、本当に良好な住宅を確保し、そして本当に安心して足の不便を考えないで通勤できるといったような、そういう団地を考えておるのだということでありますが、一時間半も二時間もかかるようなところは、安心して通勤できるといったようなことにはならないだろう。どうも宅開公団法に盛り込まれているその中身というものは、われわれ一般市民からすると見当外れなものを考えているのではないかとというような心配があるから、御質問を申し上げておるところでございます。

いまここに多摩ニュータウン関係の資料がございます。これは、交通施設にしてもそんな簡単なものじゃないということとをぜひ御認識願いたいと思います。そういう意味で取り寄せたものでございます。

多摩ニュータウンは現在まだその一部、一割ぐらいしか入居しておりません。そこへいま小田急と京王電車が入っております。小田急は新百合ヶ丘と小田急水山の間六・八キロ、それから京王電車の方は京王流山から多摩センターまで九・八キロ、これがそれぞれ四十九年六月一日、それから後者は十月十八日に開始をしておるわけです。それに要した期間は約二年有余、そして総工費は百六十二億円、これは小田急の方、そして京王の方は百九十三億円。しかも現在は小田急急線の方は一日大体五千人、月にして、これは一月の統計ですが、十五万二千八百八十八人運んでおります。そして、京王電車の方は三十六万九百八十八人、大体一日一万六千人見当になりましかうか、運んでおるわけです。こんなことでは現在採算がとれるはずはない。それはそれとして、利用者側にとっても、現在は乗りかえをしても何とか通勤

はできると思います。それぞれ百合ヶ丘とか読売ランド等で乗りかえをして新宿に来るわけですが、それでも通勤できる。それが、達成をして全部入居をした場合、今度は、京王線、小田急線ともに大体十八万人が輸送される。もうほとんど通勤者です。それは半分がラッシュ時に集中するものとして、そうすると八両編成にして二千四百人、これだつて込み合います。一車両に三百人乗せるのですから、それでも十八か十九列車が必要になつてくる。そうすると、大体六時半から八時ごろまで運転するにしても、五分間おき、それ以内で運転しなければならぬということになります。そうすると、これはおそらく乗りかえといったようなことも大変だろうけれども、いまの京王線小田急線の中に、さらにあのダイヤの中に八両編成の込み合う車両を入れるという、そういう線引きというのはおそらく困難なんだろうというふうに、いまから思われてなりません。そういうことを考えるときに、交通問題一つとっても非常に夢のような計画になつていっているんじゃないかというふうに考えるわけです。

ですから、どうしても都心まで一本持つてこなければいけません。地下鉄になりますが高架線になりますか知らないけれども、とにかく直通運転で入れてこなければ、とても運び切れるものではないということになるかと思ひます。結局は地下鉄を乗り入れるというふうな形にならうかと思ひますが、ちなみに有楽町線の建設費をとつてみましたが、それなら、成増―明石町二十・七キロ、二千三百二十億円、キロ当たりの建設費は大体百二十二億円になつていられるわけです。こういったようなことを考えると、一体公団なり運輸省は、この交通施設についてはどのような構想を宅開公団とあわせて持つておられるのか、本気に新しい都市づくりとともに新線を建設することを考えておられるのか、そういったようなことについて、基本的な考え方というものを、それぞれ建設省なり運輸省の方からお伺いをしたいと思ひます。

○常川説明員 ただいま御指摘がございましたとおり、たとえば例に出ました多摩ニュータウンにつきましても、ニュータウン線内の輸送について比較的問題はございません。しかしながら、ニュータウン線と接続する既設線の方の輸送力増強という問題について非常に難点があるとか、あるいは、新しい線をつくるということになれば、いま御指摘のような非常に巨額の経費が必要でございします。しかしながら、これにつきましては、私どもの方としまして、基本的に在来線の増強なり強化という計画と新線の計画とは、結び合わせて計画をつくっております。

現にいま御指摘の、たとえば小田急線を取りますと、小田急線の一帯線路容量の高いところ、これは経堂周辺でございまして、そこらあたりまでのところにつきましましては、既設線の複々線化をやるといふこととあわせて、小田急線を地下鉄九号線と代々木上原におきまして相互直通で乗り入れます。したがって、その間におきまして約一時間に十本程度のものが、それ以後の輸送力を、いま申し上げました十両編成におきまして一時間約十本程度将来ふやせる、こういう計画ができております。あるいは京王線におきましても同様でございます。京王線の八幡山から新宿まで、これは新線を現在引いております。現在線の複々線化を行いますと、京王線も、御指摘の、たとえば調布以遠の線路容量というものが約一時間に十本程度ふやせる、こういう計画をつくっておるわけでございます。いまお話しのように、私どもは、一応交通の専門家といたしまして、将来の需要も含め、それをカバーできるようにものをつくりたいということとで全体的な計画をつくっております。

今後宅開公団がやります場合にも、既設線と接続するといふことがどうしても必要になります。そういう場合におきましては、既設線の線路容量というものをいかにふやしていくかという計画をまずつくります。それに見合うタイミングで新線の方、いわゆるニュータウン線というものを、なぞ、両方においてスムーズな輸送ができるよう

にし、特にそれを直通で入れるということによつて、時間的にも、たとえば四十キロ圏程度でございしますと一時間少しという時間で通勤できるようになったと、こういう計画をつくっております。また、そういうふうになつてそれが実現するように努力してまいりたい、こういう考え方でございします。

○大塩政府委員 宅地開発公団の候補地の選定に際しましては、あらかじめ、その輸送の確保という意味から、運輸省と協議をすることになつております。いま運輸省から申されましたとおり、大抵既設線の利用ということとを、ただいま着手するものにつましましては考えざるを得ません。したがって、その最寄り駅までの鉄道ないしは輸送といふことを重点的にこの公団にその施行権を与えるというふうなことが、発足当時に於いては当然考へられる。それから、運輸省の方で考へになつております大都市圏域における新線建設等の、あるいは増幅等の計画とこれを調整をとるといふことがこの団地建設の一つの大きな要素になるといふふうに考へておられて、この問題につきましましては、運輸省と十分連絡をとりながら、その輸送の確保ということに努めてまいりたいといふふうに考へておる次第でございます。

○清水委員 聞くところによりますと、さしあたり五十年程度には、現在千葉県がやっております北千葉ニュータウンですが、あれを引き継いで、あれは大体東京から五十キロ圏ぐらいになると思ひますが、そこに宅開の一大団地造成を行うといふことを考へておるやに聞いておりますが、ここからですと、もちろん総武線もあるわけですが、また京成等も現在運行しておるわけですが、おそらくいまの混雑はまさに異常なものがあるわけだと思ひます。ここにいま言った多摩ニュータウン的なものをつくるということになるならば、交通施設の整備の方がむしろ宅開よりもよほど大仕事になるような気がするわけでございます。ですから、むしろこれは運輸省の方の仕事の方がきわめて大きな陸路になつてくるんじゃないかという

ふうに感じられてならないわけであります。当然これは赤字経営を予想していなければならぬところだろうと思ひます。現在多摩ニュータウンの場合も全然採算はとれておらないと思ひます。一日に五千人や一万六千人運んだところで採算とれるはずがない。そうなれば、当然それに対して国が赤字負担をするというような処置をしなければならぬだろう。本当に宅開公団が新線を経営すると言っているわけですから、その新線に対して国が赤字負担をするというようないう用意が本当にあるかどうか。あぐくの果てには、現在多摩ニュータウンでも問題になっておるわけですが、この建設のために三十万円ほどの負担をそれぞれにおつかせていく、こういう形が出てきたんです。結局は高負担、高運賃といひますか高料金といひますか、そういうようなものにつながつていくんじゃないか、そういうことを心配するわけですが、運輸省、建設省のお考えをお伺いをしたいと思ひます。

○大塩政府委員 当然当初におきましては、交通量が片寄りますので赤字ということが予想されるわけでございます。

そこで、公団に一つの権能をいたしまして、鉄道の建設あるいは経営という権限を与えておられますけれども、これは経理を宅開部門とは別にいたしました。鉄道建設部門及び経営部門とは経理を別にしているゆゑんもそこにあるのでございまして、鉄道の経営と宅地の経営とは別にいたしまして、宅地の単価に割り掛かるといふようなことのないように経理を別にいたしておるところでございます。

鉄道の建設につきましての長期の見通しに立つた収支計算といふものが当然あるわけでございますけれども、当初は赤字になる。これにつきまして、どういふ方式でやるかといふことにつきましては、現在三通りくらい四十七年度から三省協定によつて鉄建方式あるいは地下鉄方式あるいは公営方式、御承知のとおりいろいろあるわけでございますけれども、またもう一つの方式をとるかど

うか。いずれにいたしましても、この鉄道の経営を、赤字を極力少なくするやうな方向で、後で運輸省に答えていただきますけれども、そういう方向で助成措置を強化することが必要だといふふうに考えております。いずれにいたしましても、公団が権限を持つております鉄道建設部門は宅開部門と経理を分けて、それぞれ共管大臣として公団の総合的な運営に当たることといたしております。

○常川説明員 ただいま建設省の方からお答えがございまして趣旨とおおよそ変わりますが、基本的にいただいま現在ニュータウンに対する助成制度といふものが、鉄建公団の場合あるいは公営、準公営の鉄道の場合あるいは地下鉄方式等いろいろございまして。しかしながら、宅開公団の場合につきましては若干まだ特殊の要素がございまして。

御承知のとおり、宅開公団はみずから好んで鉄道を経営しようといふものではございませんで、いま御指摘のような当初の採算が非常に悪い間、既存の鉄道業者が経営を引き受けようとするのが通常考えられない、そういう場合にはやむなく公団が出るという最後の手段でございまして。したがって、基本的には非常に苦しいといふことも予想されますところでございますが、それについては、そういう現状に即した助成措置といふものを別途考えなければいけない、そういうふうに出ております。

しかし、この場合におきましても、宅開公団が鉄道を経営するといふのは、いずれにいたしましてもやむを得ない措置といふことでございまして、ずつと経営するといふことではございせん。ある程度経営にめどが立つた段階で、特に接続する鉄道事業等にこれは譲渡するといふことを考えざるを得ないと思ひます。したがって、その間における累積の赤字といふものはできるだけ少なく押さえるやうな助成措置といふものをとるとともに、一たん経営のめどが立つた後はその欠損分も含めて事業者に引き取らせるといふやうなことで、公団としても赤字の処理ができるというふうに出ておるわけでございます。

○清水委員 何か非常に自信のない御答弁なんで、大変また心配になつてくるわけですが、やはり多摩ニュータウンのときのように、実際入居する方に分担金といったやうなものが割り当てられるものであるかどうか、その辺のところをおわかりでしたら教えていただきたいと思ひます。

○大塩政府委員 ただいま申し上げましたやうに、どの方式によるかといふことによつて、受益者負担の負担を現在いたしておりますけれども、その負担の程度には差がございまして。いずれにしても、この公団ができました理由は、大量に安くそしていい環境の宅地をつくるということでございますから、できるだけ宅地に割り掛けることが少ないやうな方式をとられることが望ましい。

そこで、いま申しました三方式の中で言いますと、地下鉄方式といふのが一番負担が軽いわけでございますけれども、場所によりましてまた周囲の状況によりましてはわかりません。それからまたいま運輸省もお答えいただきましたやうに、別の方式をとるかもしれません。そういう意味で至急、そういう具体的な場所によつて違ひますけれども、いま申し上げましたやうな趣旨で負担金が過重にならないやうに、現在とつておりますニュータウン方式といふ多摩方式でございまして、御承知のやうな負担割合がかりまして、最寄り駅までの分といふものは相当の負担になるわけでございますが、そういう形になるかどうか、場所によりまして、それからまた断言できません。しかし、極力そういう負担がかかることが少ないやうな方式をつくり、そして経理を分離しておりますから、その宅開部門から鉄道部門への負担の軽減を図りたいと思ひます。

○清水委員 大体五十年度は千葉に取りかかるといふことを聞いておるわけですが、千葉の場合はどの方式でいくか、まだ決まっていないうわけですか。

○大塩政府委員 千葉の場合はすでに免許がおりまして、千葉県におきましてこれを建設すべく現在用地の買収等に着手しておる段階でございまして。

しかし、これを公団にもし仮に引き継ぐという場合に、どういふ方式によつてこの公団が引き継ぐかといふことにつきましては今後の課題でございまして。

○清水委員 仮にそれが行われる場合でも、分譲あるいは賃貸住宅にその分担金がかつてくるやうなことのないやうに、多摩の例もございまして、十分留意をしてほしいといふやうに要望しておきたいと思ひます。

いずれにしろ、この交通施設の整備といふ問題一つとりまして、決して簡単なものではないといふことをいまから十分お考えを願ひまして、それは夢のやうな計画を持つのは結構けれども、あくまでそれを現実化するときには、やはりよく検討をされて、この宅開公団といふものが果たして国民のためになるものであるかどうか、この点からもひとつそれこそ総理の好きな見直しをせびしていただきたいたものであるといふふうに思ひます。

さらに、鉄道を敷いていただけるので大変結構だけれども、五十キロも東京から離れておつたんじや、決して良好な宅地といつたやうな感じはしないわけですが。現にわれわれそういう感じを持つております。この計画、電車さえ敷いたらいいじやないかといふやうな考え方は、まさにわれわれ勤労者の悩みを理解しない計画ではなからうか。本当に宅地造成をするといふんだつたら、職住の近接といふことを十分踏まえた上での造成をしなければならぬだろう。そうでなければ本当に良好な宅地の確保をするといふことにはならないだろうと考える次第です。

宅開の構想はいずれにしても北千葉であるとかあるいは茨城の南であるとかで、神奈川、埼玉県においてはそういうやうなところはこれから無理して見つけるとしても、五十キロ圏、もっと離れたところになるのではないかとわれわれは推量しておる次第ですが、実際考えてみると、宅開の構想といふものは、良好な住宅を確保するといひなが

ら、きわめて遠い、勤労者にとつては大変悩みを末代にまでも残す。そういう構想になりつつあるという感じがいたします。その点について大臣に、宅間公団をつくって実際の仕事をする場合に不本意なことになりはしないか、そういうことについての御心配はないかということをお伺いしたい。

いまはUターン現象の時代です。どんだん遠いところは敬遠して三十キロ圏以内に戻ってくる傾向が非常に強くなっている。この段階で四十キロ圏、五十キロ圏でこういうニュータウンをつくる計画というのは、恐らく当を得ないものであろうというふうな気がするものですから、その点について御答弁をいただきたいと思ひます。

○飯谷国務大臣 清水先生の御意見、私は本當によくわかります。私も、実は大臣になりましてから、去年から継続になっているこの法律というものは立法の次元から言っても何か少し変わってきていますし、再検討する必要があるのではないかと、この問題については事務当局ともいろいろ実は相談をいたしたわけなんです。ただ現実の問題として、確かに多摩ニュータウンの問題等考えますと、御指摘を受けるようなこと、私も本當に胸にこたえておるわけなんです。住宅建築価格が上昇して入居者のトラブルが起こっている、非常に手際よくやっと思われれる交通機関はおっしゃるとおり赤字を出して運営も非常に困っているといった問題、そういうことを考えてみますと、これはよほど真剣に考えていかなければならぬと思つております。本来なれば本當に都内でできるだけ優良な宅地を見つければ理想ですよ。職住関係から考えてみてもそのことは理想なんです。理想なんですけれども、東京都内、少なくとも三十キロ圏以内でそんな理想的な宅地が開発できるかという、現実の問題として実はできないわけなんです、これは都や公団がみずからの住宅をつくるためのあるいは自家用のもの程度はあるいはできるかもしれませんが、大量のものの供給は非常にむずかしい。それからといって都内の中心部あるいは三十キロ圏以内

のものの宅地開発というものを私どもは決しておろそかにしておりません。それはあくまでもやらなければならぬ、積極的にやらなければならぬと思つておりますけれども、それには現実的に非常な壁もあるし、限界がありますから、それはそれとして努力しながら、現在の状態はやはり四十キロ圏、五十キロ圏にかなり集中しておるようであります。そうしますと、四十キロ圏、五十キロ圏内のある程度期待に沿えるのじやないかという考え方もありまして、この構想が進められておるわけでありまして、確かに御心配をせられる節もありますし、私もそのことを真剣に考えておりますが、そういうことを考え、過去の経験を考えながら、何とかこの構想を現実化するようにせなければならぬ。私もそれが今後の住宅政策、宅地政策の一つの大きな課題だと思つて真剣に取り組んでいかなければならぬと思つております。

○大塚政府委員 ただいま大臣が答えたいとしたことを多少数字的に補足して申し上げます。この公団方式のみで住宅問題を解決するという趣旨ではなくて、この法律の冒頭に書いてございますように、宅地の大量供給を行い大規模な開発を行うことの必要性ということのために、現在の住宅公団の行つております部分の中で特に大都市圏域の分について、大規模開発をするためにこういった専門の機関を設ける必要があるということでございます。いま大臣が申しましたように、再開発あるいは近郊における公団や公庫の中高層あるいは市街地住宅だとかあるいは近郊地域における宅地開発、これらを総合的に進めていく、その中の一環というふうに考えるべきだと考えるのでございます。

最近の東京圏におきまして、昭和三十年—三十五年、四十年—四十五年、このランクで見ますと、大体三十年から三十五年というのは二十キロ圏を中心にして増加率が非常に高かった。ところが三十五年から四十年というのは三十キロ圏が中心でございまして、約四〇%の人口増加率は三十キロ

圏である。最近におきまして、四十キロ圏から五十キロ圏というのが四五%の増加率で、一番高い増加率を示しております。このままにして推移すると六十キロ圏へ拡大しようとする傾向がございまして、他方、物の荷動きから申しますと、大体東京都内の自動車による貨物輸送量が六一%を占めておりましたのが、現在に至りますと四七%ぐらゐに減つておりました。その周辺の地域の荷動きというものがふえてきておることから見ましても、物も人も生産活動も住宅も東京圏で申しますと四、五十キロ圏にいま集中しているというふうな形が出ておるといふようなことも踏まえて、職住近接ということも、できるだけ近郊分散型のものは外へ出すということをして工業団地あるいは流通団地等とあわせてつくることによつて促進しますけれども、現実にもそのような趨勢にあるということもございまして、そういうことを踏まえて、適地を現在の間に計画的に確保するということはぜひ必要な段階に来ておると思うのでございます。

○清水委員 むしろ四十キロ圏、五十キロ圏に住宅を必要とするのが一つの趨勢である、またそれに見合った工業団地なりあるいはまた流通のため

の団地なりをつくるのだといったようなお言葉でございしますが、そういう構想自体がわれわれ勤労者にとつてはきわめて現実と合わないものになりつつある。たとえば、大変細かくなりますが、五百ヘクタール以上の団地をいま造成しようとしても、その適地はもうあるかもしらすけれども、それは家の建つていないところは、その土地といふものはあるかもしらすけれども、そういうところはいわゆる農業地域、農振地域であつたりあるいはまた非常に交通の不便なところであつたりといふようなことで、仮にそこへ家を建てようと思つても、宅地を造成しようと思つても、なかなか地方自治体との間の了解もつかない、あるいは農林省との間で食糧需給計画、そう簡単に折り合ひがつくとは思えない。いろいろな支障がある。さらにまた實際建つた後でも、われわれとしては、それは一部の流通団地にお勤めの人あるいは工場団地に勤める人もいるかもしらすけれども、しかしながら、現在の時点ではほとんど大半が東京まで通わなければならぬという、労働者にとつては通勤難という形で大変な苦勞がかぶさってくる。こういういろいろな問題が出てくるわけでありまして、その点については、現実の問題として国民的なそういう要望にこたえる構想ではないのじやないかというふうに思ひます。

さらにまた、低廉な、それだけ離れたところに仮に造成ができるものとしても、はたして本當に安い宅地の供給ができるのであろうか、その点についても大変な疑問が多いわけでありまして、五十キロ圏では個人分譲となるといひかげん高いものになりやしないか。当初の構想では、通勤可能な地域で坪十坪で宅地を分譲するといふようなことを言われておつたようでありまして、この分譲価格といふものは、現在考えておるのは北千葉のようでありまして、その北千葉の場合でも大体どれぐらゐになるものであるか、一応見込みが立つておりましたら、お知らせを願ひたいと思ひます。

○大塚政府委員 北千葉の問題につきましては、現在どれぐらゐの価格になるかということにつきまして調査をいたしておりますし、ここで申し上げることはできませんが、大体低廉な価格でという趣旨でこの公団ができましたものから、どれぐらゐのめどになるかという目安を申し上げてお答えにかえさせていただきますと思ひます。

まあ、場所によつて違ひますし、取得価格によつて違ひますけれども、一例を、首都圏におきまして最近住宅公団が比較的大きな類似の団地をつくつております。その例で申し上げますと、四十五年から四十八年の最近の団地を平均してみますと、大体平米当たり二万二千七百円、二百七十一平米というのが平均になっております。坪に直せば八十二坪で、坪七万五千円、一区画六百十五万円という平均になっておるのでございます。そのうち、大体平均いたしますと、用地費の単価といふものは一三、四%でございまして、工事費と合わ

せて大体五割である、あとのいろいろな金利であるとかその他の経費である、こういうった感じでございます。

われわれといたしましては、できるだけこういつた例を踏まえながら、十萬圓という言葉が出ましたけれども、現在で言えばそういう水準で確保できるような土地にいたしたい、そうしなければ廉価というように要望にこたえられないというふうに考えております。

○清水委員 そうすれば、大体四十キロ、五十キロ圏で、そういうところであるならば十萬圓どまりのところで供給ができる、こういう自信があるというところに了解してよろしくございませうか。

○大塚政府委員 いま申し上げましたような例は比較的最近の例でございます。したがって、われわれがこれから予定いたします団地につきましては、これと大体同水準の価格で供給し得るというふうな考えておる次第でございます。

○清水委員 建設大臣によつてお答え願いたいわけですが、大体この宅開構想というのは橋本元幹事長の発想であると言われております、東京湾の埋め立てによる大量住宅供給が宅開公団創設の一番のバックグラウンドといえますが、基礎になつていふに言われておるわけでありませう。実際、いま本場に東京に通動できると思われような土地が十萬圓以下で、幾らいま土地価格が鎮静しつとあると言いつたら、十萬圓以下で購入できる、確保できるという事とはなかなか困難であらうというふうに思ひます。しかし、宅開公団ができる十萬圓以下で確保する自信があるというから、それは大いに期待をいたしたいと思ひます。実際は東京湾を埋め立てた場合ぐらいいし、現在の段階では十萬圓で供給できるなんという土地がこの通動圏にはないのではないかとこのようによく言われておりますが、この東京湾の埋め立て構想というのは、この宅開と関連して、あるのかないのか、生きてゐるのか、これはもう放棄していいのか、その点、明確にしたいと思ひます。これは美濃部さんも反対しておりますし、

環境保全上も非常に問題のある点でありますので、大臣から宅開に関連いたしまして、東京湾の埋め立て構想はどうなつておるということを明確にしたいと思ひます。

○飯谷國務大臣 先ほどどなたか、その背景があるといふたようなお話がありましたけれども、実は私はそのお話を聞くのははじめてです。宅開公団と東京湾の埋め立てとは、これはおのずから別個な問題でありまして、やろうという事になればいろいろ公害の問題なんか相当大きな問題があると思ひますし、私もそういうことを考へておりません。宅開公団は公団としての趣旨に沿つて、先ほど局長から申し上げましたような方向で努力をいたしてまいりたい、かように存じております。

○清水委員 さしあつて五十年度は千葉県が実施している北千葉ニュータウン事業を引き継ぐという事になるようでありませうが、その場合千葉県との間にどの程度の話し合いというものが現在進んでおるのか、説明していただきたいと思ひます。

○大塚政府委員 北千葉ニュータウンにつきましては、現在千葉県において鋭意これを施行中でございます。その北千葉ニュータウンの事業を、この公団ができた頃には引き継いでもらへるかどうかという事につきましては、公式には相談はいたしておりませぬ。したがって、われわれはまだ、候補地はどこだとおつしやいますときに、北千葉という事は公式に申し上げたことではないのでございませう。しかしながら、非公団に事務的にそのういつた北千葉の計画を説明の過程におきまして、もし宅地開発公団が引き受ける場合があるにすればどういふ点が問題であるかという事などにつきまして相談を受けた例がございませう。そしてまたそのことを踏まえて、千葉県の地方版だと思ひますけれども、によりまして、友納知事さんがそういうことを県議会においてそういう仮定を置きながらお話しなされたというところが新聞に出たことは聞いておる、そういう段階

でございます。

○清水委員 わかりました。そうすると、まだ引き継ぎ価格——大体八割程度は買取が終わつて二割がまだ非買取というふうになっておりますが、そういうことについていふまでも具体的な進行してないといふことでもありますが、これ以上質問はいたしません。現在大体百坪を確保するにしても十萬圓と仮定して一十萬圓ですね。上物が二十五坪ぐらゐとわれわれ考へておるわけですが、坪二十五坪として六百二十五萬圓。そうすると大体千六百二十五萬圓。そのほかに實際建設となると一割や二割必ずかかりますから、大体土地代とも二千萬圓ぐらゐにはなつてしまふような計算をわれわれはいまから考へておるわけですが、これが、十萬圓以下で土地だけでも七百萬以下で抑えるというのだったら、この二千萬圓が一千万七百萬圓になるでしょう。なるでしようけれども、それにしてもこれが果たして低廉な住宅の供給となり得るかどうか。實際労働者には手の届かない、そういう分譲価格になつてくるんじゃないかといふふうに思ひます。ですから、具体的にそろばん勘定してみると、宅地構想の中でも、公営、公団賃貸住宅しか労働者の住宅難というものを解消する方法はないんじゃないか。分譲という方法はおそろしく労働者にとっては手の届かない存在じゃなからうか、いまこそ仮に宅開構想を実現するにしても、公団、公営住宅中心主義というものを力強く推進するときではなからうか、それしか低廉な住宅を供給するといふ手がないんじゃないか、そのことを強く感ずるわけでありませうか、それがでしようか。

○山岡政府委員 先ほど申し上げましたように、公営、公団、公社等に重点を置いていくと大臣も申されましたが、そういうことで進めたいと思つております。

ただ、それと同時に、中堅階層を中心として持ち家の需要も非常に強いといふのは事実でございます。住宅需要実態調査によりますと、国民の中の四三〇％ぐらゐの方が今後具体的な住宅に對

する計画を持つておられる、その人たちの希望は七〇％が持ち家でございます。そういういたしますと、全世帯の約三割の方が何らかの改善計画として持ち家を持ちたいといふ御希望でございます。そういうものに沿ひますためには、現在公団でもやつておりますけれども、長期特別分譲住宅、われわれがまあ家賃並みの分譲と言つて、まだそこまでは完全にはいつておりませんけれども、そういう方式を十分前向きに検討いたしまして、買ひやすいようなかっこうにしたいといふふうに考へておる次第でございます。

○大塚政府委員 労働者の収入との関係につきましては、おつしやるとおり中には低額所得者も多数ございまして、いま住宅局長が答えましたように、賃貸住宅を公団あるいは公営等が分譲することによつてこれを供給することが必要だと思ひますが、現在の収入階層別の五分位階層のあれで申しますと、大体大学を卒業しました二十三歳といふのが、昭和六十年になりますれば第四分位ぐらゐまで上がりまして、現在の価格で最高限九百五萬圓といふような価格に成長するわけでございます。そういう意味で、われわれは現在にございませう。そういう意味で、さらにいけば一種のイージーペイメントといふようなかっこうで、現在公団方式では譲渡後三年で償還するといふようなかっこうになつておりますけれども、それらの制度ももう少し改善することにより、さらには財形貯蓄等々の組み合わせによつて、減税措置とも組み合はせるといふような方面によつて、できるだけ、その持ち家の希望が非常に多いわけでございますから、それらの人たちに均てんし得るような方法を考へたい。まあそういう収入との関係について補足して御説明した次第でございます。

○清水委員 そうすれば二千萬圓近くもなるような分譲価格になるだらうと思ひますが、その分譲価格は労働者にとつて耐え得られる価格であるといふふうに考へておるわけですか。

○大塚政府委員 ただいま申されましたのは宅地の関係で二千萬圓とおつしやつたと思ひますが、

その上に住宅をつくわけでございますので、住宅を含めるとかなりの一時的には負担になるわけでございます。それにつきましては、やはり長期割賦的な支払いやすい方法というものをあわせ考えていく必要があるかと思ひます。この点につきましては十分工夫することによりまして、そういう積み立て方式というようなことと組み合わせることによりまして、支払い可能になるであろうというふうに考えたのでございます。ただし、それによつてもなおかつ所得が停滞している人たちが、低所得の人たちに対して賃貸住宅を供給することが必要なのは言うまでもございません。現在住宅公団がつくつております大きな四団地の平均で申しますと、大体、賃貸と分譲との比率というのは、およその団地におきましては、面積的には分譲の方が多いいわけでございますけれども、戸数的には賃貸の方が多いいような実情になっております。東北とか千里とか、そういうのを平均してみますと、面積的には賃貸の方が少なく三割ぐらいでございますけれども、戸数的には六割ぐらい、六、七割という程度に賃貸も相当入れておる次第でございます。

○清水委員 実際、先般住宅公団で洋光台の宅地の分譲をやつた場合、五千倍という大変な倍率になつたわけですが、いざ今度は分譲という段階になると、キャンセルする人が相当多かつたという話も聞いておりますし、それから実際、持ち家の希望は強いですが、それに対して資金的にも十分対処し得るというように言つておる人というものは統計上たつた二%という数字も、これもわれわれの方の調査ですが出ておるわけですが、総評の方でやつた住宅需給実態調査というのですが、それによると、住宅難解決の具体的計画があり計画実現に特に困難なしと、そういうふうな答えを出した方が二%です。総評の調査であります。ですから、そういうことで見られるとおり、実際資金的にもめど立つておる人などというものは、もうほんの一部にすぎないわけでありまして、やはり真の住宅難解決という方法としては、

公営、公団の、しかも賃貸住宅以外にないだろうというふうになく感ずるわけでありまして、今後ともこの公団、公営賃貸住宅というものを、そのパーセンテージを上げるために、ひとつ住宅局としても十分配慮していくべきであらうというふうに考えるわけでありまして、

時間がありませんで急ぎます。本公団の事業の実施に当たりまして、地方の公共団体の協力、自治体の協力は不可欠な条件でございます。いま自治体の協力を得るためにどのような状況になつておるか、その点についてお伺いをいたしたいと思ひます。というのは、これはもう大臣の方から御答弁願ひたいと思ひますが、千葉の場合にはあのニュータウンというのは市街化区域でもありまして、一応あれは結構ですというような方向の話があるやに聞いておりますが、その他についても、調整区域等において、どうも宅開が開発をする造成をするという場合は反対であるというふうな意思を千葉県知事ですらも出しておるやに承つております。また、埼玉県、神奈川県等においてもお断りであるというふうな意思表示がなされておるというふうな聞いておるわけですが、こういうような状況において果たして今後どのようにして自治体の協力を求めていかれるのか、その辺のところをお答えを願ひたいと思ひます。

○飯谷國務大臣 いま宅地開発をしまして住宅建設をやりまして、一番問題になるのは地元の公共団体との問題、地域住民との問題であります。それが公団住宅の一つの大きな障害になつておることはもう御承知のとおりであります。したがうして、これから先は宅地をつくるにしても住宅をつくるにしても、完全に地方公共団体と相談をして意見の一致を見ない限り、これは進めるわけにはいかないと思ふのです。中途半端なことで始めておつて、途中からいろいろ問題が出てきて、できた住宅へまだ入居ができないというようなことは、これはとてもはつておけない問題であります。そういう意味から考えますと、大きな新しい宅地を開発するためには、いろいろ農業

との関係もありますし、その他のいろいろ関係があるんですよ。都市計画の問題もいろいろありますから、そういう問題は地方公共団体と十分に密接な連絡をし、協議をして、そして完全に意見の一致を見て、そして公共団体の協力も得てこれを推進するということがなければ、これは成功しません。そういう意味において、前提条件はあくまでも地方公共団体と相談をし、意見の一致を見て推進をしていく、そのための最善の努力を怠ることが前提条件であるというふうに私は考えております。

○清水委員 どこか現在歓迎しているようなところがありますか。これは大臣でなくともいいです。○大塚政府委員 先ほど申し上げましたとおり、われわれは地方に候補地を物色しております。そこそこ正式に接触できまへんの、歓迎の意向というものは、現在のところそういう形でお答え申し上げる段階にないわけでございますが、一言申し上げますれば、こういうような宅地開発公団にいろんな権限を与えて、そして地元でできるだけ迷惑をかけないような助成方法をとるということでございます。そして各地方公共団体も非常に住宅難に困つておることは事実であります。したがつて、財政負担等に悩んでおるからいろいろ拒否反応が出ておるわけでございますので、これを解消することによつてわれわれは十分説得ができ、かつ御協力ができるものと考えておる次第でございます。

○清水委員 出資金を地方公共団体が出すことになつていますが、出そうなんというところはあります。○大塚政府委員 出資につきましては、候補地が決まりませんで、現在のところ出資は地方公共団体に当初は求めない。事業が始まりますれば、その事業の量その他によつて当然増資ということも考えられますので、そのときには、増資の際に参加していただくということを考えておる次第でございます。

○清水委員 考えておるかも知れぬけれども、恐らくそんな歓迎もしないだろうし、出資金だつて出さないだろうと思ひます。大体土地利用の基本計画というものが根本的に変わるわけですし、さらにまた都市計画の変更も必要になつてくるわけですから、それから、いま言つたような大変な財政負担ということも出てくるわけですから、水の問題もありましようし、大変だと思ひます。だから、恐らく現在の状況じゃ自治体の協力というものは真つ正面からいく限りまたほとんど期待できないんじゃないかという状況だらうかと思ひます。なかなか自治体との十分な協力が得られないという状況の中で、実際仕事が進引に始められるといったようなケースにはしなないかというふうな、大臣の答弁もありましたけれども、そういう心配もあるわけですか。

そんなことで、水の問題も解決しない、あるいは道路問題も解決しないといった中で、どんどんどん公団あたりが仕事を始めるものですか。埼玉県の日高団地のような水なし団地なんというものができてしまつたりして、できてから一年くらい人が入らないでほつておいたんです。さらにまた、今日東京では道路のない団地が、たしかせんだつて大柴議員の質問された問題があるわけですが、ああいったような問題もどんどん出てくるというところもあると思ひます。さらにまた、せんだつて私が質問しました川口の芝園団地の問題にしても、十分な市町村との連絡も話し合ひもせず、それからまた地元とももちろん話し合ひをしなない。少なくとも一部とは話し合ひしても、十分な話し合ひをしなないでどんどん着工してしまつたというふうなことも起こり得るわけでありまして、いま芝園団地の話になりましたからちよつと関連してお話ししたいと思ひますが、恐らく宅開も同じようなケースになるんじゃないかと思ふから申し上げるわけですが、住宅公団も、そういう十分な話し合ひをしなない中で、地方公共団体との十分な話し合ひなしにどんどん仕事をしてくいくというケースがいままであつたわけですか。現在もあるわけですか。現に芝園団地、例の万里の長城の団地です

よ、あの団地についても、去年の十二月十二日に川口の市長さん、いわゆる芝園団地のある川口の市長さんが、話し合いがでない間は着工はしないでほしい、そしてまた、もしやるならば少しでも階層を下げてもらいたいというようお願いを関東支社に対して申し入れていたわけですが、それに対しては、もうくい打ちの中止はできない、それからまた、もう設計変更はできないというようないわゆる市長の意見というものを一蹴して仕事がかんたん始められておるといような状況もあるわけでございます。

そこで、住宅公団の方来ておられますが、どうしてこの市長の要請というものを拒否したまま着工されたのか、それをちょっとお伺いをいたしたいと思ひます。

○上野参事 人 お答えいたします。

この芝園団地は、用地買収を四十六年の二月にいたしまして、それから住宅公団は、公団法三十四条によりまして地方公共団体の長の意見を聞くことになっておりますので、同じ四十六年の二月に県と市に三十四条の意見照会をいたしました。そうしますと、四十六年の四月の二日に市の方からは、立地には同意する、ただし、いろいろな問題について協議が成立した後に着手すること、こういう文書をいただいております。それから越えて四十七年の二月の二十三日に県から三十四条の回答をいただいております。これもいろいろな事項を挙げまして、これの協議が成立することを条件に当該地の立地は認める、こういう回答をいただいております。そこで、四十七年の三月に川口市といろいろな関連公共施設をどういうふう

に負担してどういうふうに建てるかという仮覚書を交換いたしました。四十六年度事業として四十七年三月に発注をいたしました。ところが、すぐその四月に市の方針が変更になりました。市議会の了承を得るまで工事中止をしてほしい、こういう申し入れがございました。そこで、公団は直ちに工事を中止いたしました。それから市の方の御意見をいろいろ聞きますと、

この団地は資材の搬入、搬出が蕨市の商店街を通過してなされるわけでございます。したがって、蕨市の方にまず最初協議をしない、こういうことでございましたので、四十七年の九月から工事用の道路等につきまして蕨市と、あるいは蕨市の北町安全対策協議会というのがあります。一、二、三と図面を申し上げますと、これが鉄道でございます。それからこれが団地でございまして、それでいま申し上げました蕨市というのはいくつか下でございまして、この蕨市のここにずっと住宅がおりますが、これを通して資材を搬入してこつちから出ていく、こういう計画でございます。

○清水委員 時間がありますし、その細々しい説明をされても、非常に時間のむだになります。それはまた後で伺わしていただきますが、問題は一部の西の方との話し合いはできたけれども、地図にかいてない方、そつちの方との話し合いが全然されないというのを申し上げておるのです。その地図はいかにも分断されるようになっていますが、それは五百二十八メートルずつと続いている建物ですから、ここから見るとちよつとごまかされやすいような方角をしております。そういう地図は結構ですか……。

そういうことで、なぜ東側との話し合いをさばつてきたか、そして協定もしないうちに、市長が後で気がついて、これもやはり協定されなくちゃ困るのだということで公団の方に申し入れに行つても、それを無視して着工されたのか、なぜ協定を結ぶまで着工を延ばさなかつたのか、その辺のところをお伺いしているわけですが、時間がありますので、私はこの質問を保留しておきたいと思ひます。

一時までということでもありますので、私の質問の半分でございますが、せつかく農林省に來てもうございましたが、調整区域の開発についての見解も聞きかたつたわけでありまして、それを聞きたいとありますが、聞かれましたが、きょうはここで一応中断をいたしまして質問を後に延ばしたいと思ひます。ぜひそういうことにお取り計らいをお願い

たいと思ひます。

○天野委員長 次に、建設行政の基本施策に関する件及び国土行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。井上善方君。

○井上(善)委員 先ほど理事会を開きまして、各党とも一応この問題については質問する必要がある、こういうことでございまして、私が代表的に御質問いたしたいと思ひます。

と申しますのは、昨年の十二月の末に、川崎市を中心としたしまして特に川崎に直下型の大地震が起るのじやなろうかというところで新聞報道に出されております。よく調べてみますと、地震予知連絡会が警戒警戒を出されたようでありまして、地震予知連絡会が警戒警戒を出されたのはわが国では初めてでございます。非常に人心に動揺を与えておる、当然であると思ひます。しかしながら国土地理院の発表を、私、新聞で拝見した限りでございますが、拝見しますと、いや地震があるんだないんだ、一体警戒を出しておきながらどうも自信のないような発表が再々になつて行われておる。先日地方行政委員会での会議の際に、連絡会議の会長さんがどうもそこを、警戒警戒についてあやふやなところ、御答弁をなされておるといふ実情のようであります。しかしながら私は、事地震に関する限り、日本の建築様式からいたしますならば「あつものにこりてなますを吹く」といふ言葉がありますが、なますを吹いてもいいんじやなろうかという気もいたすのであります。しかしながら、実はずっと新聞を見てみま

す。警戒警戒は出ているのだけれども、中央防災会議はまだ開かれていないのです。これはまことに政府側の怠慢であると申さなければならぬと思ひます。この点どういふような事情で開かないのか、まずお伺いしたいと思ふのであります。

時間がございませぬので、全部まとめて申し上げます。

それで、いろいろ調査されておるようでありまして、マグニチュード五ないし六の地震である。そうすると川崎付近では震度五である。震度五の地震であると木造家屋の二、三割は倒れるという新聞報道もなされております。川崎でそういうような地震が起つた場合、一体東京にはどんな影響があるのか。これも実は新聞で見る限り、余り発表がなされておらないと思ひます。川崎に直下型の大地震が、マグニチュード六が起つた場合一体東京はどういふようになるのか、こゝろあたりも明確に国民に知らす必要があるのじやなろうか、このように私は思ひます。この点についての専門家の事務当局の御見解を承りたいと思ふのであります。

特に川崎あるいは東京湾は人家が密集いたしております。人家が密集しておる上にもつてまいりまして、石油コンビナートで石油貯蔵基地が三百五、六十カ所もあると言われております。これらに対しては、もしあつた場合、防災体制というものは十分に組まなければならぬけれども、われわれの人知で予知できないような問題が私は起るのじやなろうかと思ふ。たとえて言いますならば、水島の石油コンビナートの事故なんというの、これは考えられないことが起つておる。したがって、起つた場合に一体どういふような事態になるかわれわれは予想できないと思ひます。こゝろあたり、いまわかつておる段階における災害の実情を詳細に国民に知らす必要がある。私はなますに息を吹きかけてもいいと思ふのです。これに関する限りどういふ立場で私は申し上げるわけでございますので、この点御理解をお願いいたします。

それから一部には、予知体制、防災体制が整つていないのに不用意に発表したという非難もあるようでありまして、しかし私は、これは先ほど申しましたような立場で物事を考えていくべきであると思ひます。

さらに地震予知研究につきまして、新聞記事によりまると、萩原さんはあと半年くらいしたら的確なデータが出るだろうなんということを言われておるようであります。しかし、これも私ももちろさんと、日本の地震予知といえますものは世界の最高水準をいくのだ、こう思っております。しかしあとまだ半年もかかるのだろうか、本当にかかるのだろうか。むしろ金をつぎ込み予算をつぎ込むならば、早急にこれらは解決できる、調査ができるのじやなろうか、このように思いますので、この点についての御見解も承りたいと思っております。

私は、日本の地震予知が世界で最高水準にある、こう思っておりますが、中国では先日地震予知が成功して非常に被害が少なかったというような話も一部新聞には伝わっております。この地震予知についての障害、研究の障害はどこにあるのか、これをひとつ詳細に御説明を願いたいと思っております。

さらに、このような災害が起こった場合に建設省としてはどのように取り組んでおられるのか。一部には、川崎市あたりでございまして、避難路であるとか避難緑地をつくるには九千億円も金がかかるのだということ、財政的な応援を国に要求いたしておるようであります。しかしながら、これまた新聞で見ると、私は新聞の記事で言わざるを得ないのでございまして、一応各地方自治体は少ないながらも予算を組んでその世帯に応じた対策を講じておりますが、国の対策というのがどうもなされてない。先ほども申しました中央防災会議はまだ開催さえも決めておられない。それから新潟地震の教訓と言われておる防災連断帯の設置計画、これもないということが地方自治体にわかりまして、横浜であるとか神奈川県あるいはまた東京都、川崎市、これらの各地方自治体は衝撃を受けた、こう言われております。

そこで、国といたしましては防災計画、防災に對してはどういうように対処しようとするのか、少なくとも国に關係のある機関が警戒警報を出し

たのでございまして、それについての国の責任ある処置というものが私は緊急になさるべきである、このように思っております。

以上、はなはだ簡単に質問いたしました。御答弁をお願いしたいと思っております。

○井上説明員 御答えていたします。

初めに、私どもの關係はやはり地震予知關係が主体でございまして、その部分についてお答えいたします。

先ほど震度五では家屋の倒壊が一二％と言われましたが、実は震度五というのはそれほど大きくないと思っております。大体震度五でありますのは、壁に割れ目が入り、墓石、石灯籠が倒れたり、煙突、石がきなどが破損する程度の地震を震度五ということになっております。もちろん震度五と申しましても、段階的に分けておりますので、震度五のうちで激しい部分については、あるいは家屋の倒壊ということが起こるかもしれませんが、一応震度五の標準の震度というのはその程度のものであるということでございます。

それから、震度五の範囲が川崎市でございましてけれども、それ以前の地震、あの付近に有史以来幾つか地震が起こっておりますが、大体マグニチュード六から六・二か三の地震が起こっておりますけれども、その範囲で言いますと、大体世田谷から南あたりの東京南部、それから横浜市の北部あたり、このあたりを含めまして、大体マグニチュード六程度であれば震度五程度の範囲になる、それから外部が震度四程度となる、そういうことでございまして。

それから、中国の地震、これは私も新聞を初めて見まして、その辺、事情がよくわかりませんが、パンダが倒れたというような話が出ておりますけれども、やはりそういうことがありまして、これは何かそういう動物では感ずるようなことがあったのかもしれません。われわれの考え方はそういう考え方じゃなくて、やはり機械で精密にはかかっていくわけです。日本の場合でも、たとえばナマズが騒いだとか、あるいは深海魚が浮き出たとか

いう現象がございまして、こういう現象も、恐らくそういう動物の感知能力が人間以上であるということから、あると思えますけれども、最近観測機器も相当発達しておりますので、恐らくそういうことがあれば、当然観測機器にもそういうものが感じられるであろうから、たとえば海底地震計を置くなり、そういうような方法をやつて、気象庁とか大学あたりでそういう計画も持つておられますので、われわれとしては、やはりそういう体制でやっていきたい。

それ以外に、中国の地震は、日中国交が成つてから日本の学者が何回も行つております。いままで中国の事情は全然わからなかつたわけですが、けれども、そういう学者が行つた話では、いまだ全然わからなかつたけれども、非常に進歩しているということがわかつたということで、みんな驚いて帰つてくるわけでありまして、やつていた内容は、アメリカあるいはソビエトでやつていたこと、あるいは日本でやつていたことほとんど余り変わらないことである。たとえば測地測量をやると、それから地下水位をはかる、地震観測をやると、それから地震波速度をやる、そのような観測自体につきましましては、ほぼどの国も同じである。

こういう問題につきましましては、昔は日本は地震学で一番進歩していた、これは事実でございまして、ソビエト、アメリカ、中国、このような国が本気で地震予知対策をやりましたから、確かに向こうの方が進んでいると言われても仕方がないような面も出ております。

この原因はどういうことかといえますと、一つは、大陸地方におきましては、非常に地殻構造が単純と申しますか、規模が大きい。ところが、日本場合は大陸の縁にありまして、地殻構造自体が非常に複雑になつておりまして、なかなかその地殻構造がつかみにくいという面がございまして、それからもう一つは、日本場合は、土地の開発が進んで人口が一億もいるわけですから、人為的な擾乱、たとえば今度の川崎の場合でも、地盤沈下地帯である、その反動かもしれないという

ようなことも起こつておりますが、そういう人為的なこともございまして、日本の方が非常に観測がやりやすいという面がございまして。

それからもう一つは、日本の学者の方が非常に慎重であるということも言えるかと思ひます。外国の学者、ソビエトの学者、アメリカの学者の方が非常に大胆に物を言うという点があるじやないかと思ひます。

そういうことがございまして、近ごろ必ずしも日本が地震予知で一番進んでいるとは言えなくなりました。中国、ソビエト、アメリカ、そういう国の技術が非常に進んでおります。われわれとしても、これではいかぬということで、そういうところで発見されました、あるいは地震予知の技術につきましましては、どんなわれわれの方でも入れまして、たとえばラドンの観測なんかは、これはソビエトで初めに言い出したことであります。それから V_p/V_s 、地震波速度につきましても、ソビエトで言い出したことをアメリカの方でそういう理論をまとも上げた。もちろん、そういう理論をまとも上げます場合に、日本の測地観測なんかのデータもアメリカと一緒に使つておるわけでございます。

このように、いまの地震予知の關係は、一國だけではなくて世界の國々のデータを集めて、そのデータを全部解析しながら進んでいくというような状態でございまして、そういう点から言いますと、日本も含めまして、アメリカ、ソビエト、中国、日本というのが先進國であり、先になり後になりして進んでいるというような段階じやないかと思ひます。

それから、地震予知を進めるに当たつて障害となつてゐる問題、これは実を申しますと、まことに言ひにくいことなんですけれども、地震というのが実は地面の動き、地球を対象にしてゐる學問でございまして、実験室でやるような問題ではない。やはりそれにはある程度の時間をかけて、たとえば測地測量一つとりましても、年間の動きというのは大体数ミリの程度のものである。それから、

地盤の上昇といわれています、年一センチ、二センチの問題を議論している。となりますと、やはりある程度の時間をかけないと、そういう細かいデータの解析ができない。それから、地下水位にしましても、平常的な動きに対して異常な動きといましても、やはり年代をかけないと異常であるかどうかかわからないということで、まだ現在地震予知研究を進めている現体制では、やはりそういう問題はもう少しデータの集積、はつきり申しますと、たとえば私どものやっております国土地理院の測地測量で申しますと、やはり全国の測量を何回か繰り返す、しかもそれをたとえば五年なら五年の周期で繰り返す。そういうことを繰り返して、日本全国の国土全体が普通ならどのように動いているか、そういうことをまずつかまえて、それに対してどの地域で異常な動きを示しているというようなことを、そういういまの地球物理あるいは地質学的なデータの集積によって、初めて地震予知は完成すると思います。

そういう意味から言いますと、実は全国的に地震予知がいつできるかという問題になりますと、いまの萩原先生の半年と言われているのは、これは川崎の場合だけでございまして、全国的に言いますと、やっぱり十年近い年月をかけてそういうデータを集めなければどうにもならないのじゃないか、そういうふうに思います。

それから、川崎の場合で萩原先生が半年と申されましたのは、半年たてば、いろいろな観測をやっておりますので、それらのデータが全部大体半年ぐらいで集まってくるであろうから、そういうものを検討すればもう少し物がはつきり言えるのではなからうか、こういうことだと思えます。大体御質問の要旨、それでよろしゅうございいますか。

○機務府委員 昨年末の地震予知連絡会の発表を受けまして、国土庁の方で進めております対策の概要について御説明申し上げたいと思えます。昨年十二月二十六日に予知連絡からの報告があったわけでございますが、翌二十七日に中央防災会

議事務局のもとに設けられております大都市震災対策連絡会議、これは関係省庁十八省庁でございしますが、この会議を持ちまして、従来から進めてまいっております震災対策を一層促進いたしますとともに、特に応急対策の面につきまして万全を期してまいりたいということについての申し合わせを行ったわけでございます。各省庁では、その申し合わせに基づきまして、関係の地方団体、東京都、横浜市、川崎市と緊密な連絡をとりながら、各種の対策を進めてまいってきております。

一、二具体的な事例を申し上げますと、たとえば警察庁におきましては、緊急の出動体制、特に被害想定地域における各警察署別への動員体制、あるいは避難地、避難路における誘導体制の確立、いわゆる警官の配置あるいは携帯無線機の供与、こうしたことになりましたが、そうしたこと、あるいは交通規制区域の選定、あるいは緊急車両の通行路線を選定する、こういったようなことを行っております。あるいは初期消火体制につきましては、消防庁を通じて関係市町村の指導を行っておりますというようなことでもございます。また、給食、給水対策でございますが、これは農林省あるいは厚生省、おのの指導いたしております。

現在被害想定につきましては、川崎駅を中心に六キロメートル圏内が震度六、十二キロメートル圏内は震度五、こう想定いたしております。地震予知連絡会の報告によりますと、最高の震度は五というふうになっております。一応関係地方団体ではより大きい場合を想定いたしまして考えておるわけでございますが、その区域内で給水対策でございますが、大体百七十万人ぐらい震災直後給水の必要があるかというようなことで、そのための供給の体制を整えるというようなことを行っております。

このように各省それぞれ必要とする措置は関係地方団体と十分連絡をとりながら進めてまいっておりますというのが現状でございます。なお、東京都の場合のお話がございましたが、先ほど申し上げましたように、川崎駅から六キロ

圏内と申しますと、大田区の南部、それから十二キロ圏内になりますと、大田区の北部と品川区の一部、目黒区の一部といったような区域が入るわけでございまして、こうした区域については、東京都においてもしかるべき応急対策の措置を進めておるといような状況でございます。

また、コンビナート対策でございますが、これも通産省では早速に地方団体を通じて企業との連絡をとり、企業における防災体制の整備を進めてもらつておるといような状況にあるわけであります。

以上、地震予知連絡会の報告を受けまして私どもの講じております対策の概要でございます。

○吉田(泰) 政府委員 建設省におきましては、今回の発表には直接関係ないのでございますが、過年のロサンゼルスの下型地震などの経験にかんがみまして、とりあえず建設省所管の施設の震性の確保という観点から、橋梁、トンネル、護岸、堤防等、こういう公供施設の一斉点検を行つて、応急補修なり建てかえを必要とする個所の整備に努めてまいりました。特に必要な箇所はほぼ完了している状況であります。

次に、これもかねてから三大都市圏の既成市街地が特に地震等の災害に対して危険が大きいということから、避難地、避難路等の整備を中心としたしまた地域防災計画を立てて、その中で大体十カ年ぐらいの計画を持った防災対策緊急事業計画というものを各地方団体がつくるようにいたしております。

今回の川崎の問題がありましてからは、特に川崎市に対しては、防災遮断帯の構想も含めましてどのような当面の対策及び先ほど申しました防災対策緊急事業計画を立てるべきかということについて、いろいろ連絡をとっております。

そういうことをする傍ら、防災遮断帯と申しますものも、すべてが公園とか緑地という意味のものではなくて、耐火性のある建築物であれば工場等張りつけてもいい、その他鉄道、道路等いろいろな空間を含んだ防災遮断帯が私どもの事務的な

モデル調査で出された結論でございまして、幅員も最低三百メートル、できれば五百メートルという膨大なものであります。したがって、これを直ちに計画に載せるということは非常にむずかしいことでありますので、中でも重要な工場の移転の促進及び移転工場跡地の確保ということから始めていきたい。そして防災遮断帯をつくつて……。

○井上(善) 委員 何年かかるんだ。

○吉田(泰) 政府委員 ですから、その防災遮断帯に予定されているような場所の中で極力そういつた工場跡地を買い取り、当面は小さいものでも遮断緑地のようなものをつくっていくということをや、早速にでも始めたいと思っております。

○金丸(國務大臣) 地震の問題についてはひとしく国民が心配いたしておるところでありまして、地震、雷、火事、おやじということわざもあるわけでありまして。そういう中で長期的な防災対策を可及的速やかにやらなくてはならぬ問題があると私は思うわけであります。いろいろ関係省庁から御説明があったわけでございまして、長期的な問題については、いま建設省がやっております都市再開発というのは、東白髪のようなこともこれは一つであらうと思ひますが、いま地震予知の問題で連絡会から国民に予知を御報告いたしたわけでございまして、そのとき私にも相談がありました。これはそのままだ隠しに隠しておくべきものかあるいは発表すべきものかという判断をいたしたわけでありまして、まず直に国民に注意を喚起する意味でも地震という問題で発表することが親切だ、というふうな考えのもとにあの発表をいたしたわけでございまして、国土庁が中央防災会議の主務庁になっておるわけでありますから、十八省庁というふうな窓口が幾つあつてもいいかぬというところで、ここがまじめ役をいたしておるわけでございまして、防災会議はまだやっておらぬわけであります。各省庁の連絡会議はいたしておるわけであります。

ただ、私は政治家として、いわゆる各省庁の御説明を先生方にお聞きいたしまして、現実がいま不安がつつてきておる。もしここに地震が起

きた、火事が起きた、その場合避難場所はどうなっているんだ——もちろん避難場所はこうだと言っている。でも、あの江戸川のゼロメートル地帯に行ってみると、まことにだにアワを生ずるような状況は私が申し上げなくてもわかってるわけでありまして、私はそういうことを思いますと、可及的速やかにやらなければならぬことはこの際できるだけ速度をつけてやらなくてはならない。しかしそれは、いかに万全を尽くしてやってみてもその限界というものは私はないと思います。最小限のことだけはやっておかななくちゃならぬ。そしてまた、人心に不安を醸し出すようなことをさせてはならぬ。そういう意味で、現状の対策がこれで満足だとは私も考えておりません。そういう意味で、この問題については中央防災会議あるいは各省庁の連絡会議等においてなお詰め、私は閣議でもひとつ強く要請して、たとえて言えば、川崎周辺を中心とした地震が起きることから買って少しでも耐火の防災壁をつくる、防火壁をつくるというふうなお話もあつたわけでごさいます、つくるにしてもこれには予算もかかることでありまして。そういうことになると、国はこれに對して思い切った対策を講じてやらなければ、つくりたくてもつけれないというふうなことを考えてみると、それは融資の面もあるかもしれぬ、あるいは起債の面もあるかもしれぬ、どちらにしても人命尊重という立場から、私は可及的速やかにそういう問題は解決しなければ——それは事務的段階でやれることではないと私は思います。そういう意味で、十分ひとつ各省庁の連絡会議においてまとめ上げたものを速やかに閣議で実行に移したいというふうな考え方を、私は持つておることを御理解いただきたいと思つてあります。

○阪谷國務大臣 基本的な問題は国土庁長官からお話がありましたように、今後の地震対策は国土庁を中心にして私ども真剣に積極的に取り組んでいかなければならぬ、これはもうたびたびの議会の御批判等もありまして、そのように感じておる

わけでありまして。それからいつて建設省自体のやらなければならぬ問題もありますから、いま地理院長からの御答弁もありましたように、とにかく地理院などの研究所がもつと積極的に研究をしてみなさい、いままでもやっておりまされども、研究のために金が必要なら金を出します、そんな心配要らないから思い切つてやってみなさい、力いっぱいやってみなさいということを私は言つて一応やらしているわけでごさいます。

それから川崎の問題、これはいまの地盤隆起が、いまも説明ありましたように、直ちに地震につながることは考えておりませんけれども、人心に非常な不安を持たしておる、そういうような意味で、いろいろいま都市局長からも計画を申し上げたわけでありまされども、いま井上先生から言われた、一体いつやるのかというお話もありましたのですが、何千億も要するものを直ちにやるといふことはなかなかむずかしいことです。しかし、できるものからやってみる必要がある。だから、川崎市に對しましては、まず緊急防災対策を立てなさい、市長みずから積極的に立ててごらんなさいということを言つておりました。とりあえず来年度からでも実行できるものがある、それは川崎市内に工場の跡地があるわけなんです、それを避難地に買ひなさい、買うためには都市開発資金を出しましうということをわれわれ言つておりました。それでやれるものからやりなさい。それから緩衝緑地やあるいは避難緑地といひますが、そういうものも市が計画を立ててやれるだけやつてごらんなさい、できるだけわれわれも協力しましう、こういう言い方をして、市の方にも積極的に呼びかけておるわけでありまして、私どもはそういう体制になつてくれば、最大限受けて立つ用意がなければならぬと思つております。

○井上(普)委員 いまひとつ各省庁のお話を聞きましたけれども、どうもわからぬことがたくさんあるし、報道と違ふところがたくさんある。一番最初国土地理院に伺ひましよう。

三天新聞の一つに、これは二月二十八日、京

浜地震発生場所、地殻隆起と酷似、地震予知連調査というところで実はここに載つてゐるのです。うしますと、京浜地震の場合——おたくが発表したというところで出てゐるのです、ここに。これはお見せしてよろしい。被害予測の試算では、同市内の全木造家屋十二万二千三百棟の約一五%、一万七千八百八十八棟が倒壊する。二階建て家屋の倒壊率は一六・六%、平家建ては一・三%としておる。火災発生については、市内百一カ所から「同時多発」する。しかし、同市の消防力が鎮火できるのは六十二カ所、残りは消火不能としてゐる。あとほんちよんちよんにしておきましよう。これがおたくの調査として大新聞に発表になつておるのです。新聞社の名前は申し上げません。かくのとおり、非常に専門にお調べになつた新聞社が公器として社会にも出されておる。また一部の新聞には墓石がひっくり返つたりへいが倒れるくらいであらうと言つけれども、ここにもやはりそういうあなたのおつしやつたようなことが書いてある新聞もあります。片方、やはり火災も起ることということも出されておる。これも三大新聞の一つ。非常にこれは人心に不安、動揺を与えております。

そこで、もう少し的確に、震度六であればどの程度になるであらうかということ国民に周知徹底させる必要があると私は思います。この点建設大臣、主宰いたしました予知連絡会が警戒警報を出しておるんですから、こゝらあたりをもう少し正確にやはり国民に予想を知らせる必要があると思ひます、地理院の発表と違ふんですから、いまおつしやつたのと。新聞に出てゐるんです。どうぞこゝらになつていただきたい。

それから、その確度ですね、警戒警報を出された確度、これは一体どの程度のものなのか。日本で初めて警戒警報が出されたというんですが、その確度は一体何%ぐらいとわれわれは考えていいのか、これは専門的に伺ひたいと思ひます。さらに、いろいろと先ほど学問的なことをおつしやいましたが、日本は大陸と違つて海辺にあつ

て地殻が非常に動いておる、人口の動態も非常に出てくるし、さらに地下水のくみ上げなんかも起つておるというところはこれは常識なんです。こういう動いておるのを調べるのが実際の学問じやございせんか。ともかく言ひわけはもうよしませうや、日本で地震の勉強をするのだから。地震の予知について勉強しておる、研究しておるといふ日本がどうも近ごろおくれつておるといふのは、一体障害はどこにあるのだ、これを克服するには、金さえ出せばいいのかということわれわれは言つておるわけなんです。あるいは研究体制をどうしようにすればいいのか、こゝらもひとつどうすればいいとあなたは考えておるのか伺ひたいと思つたんですが、時間がございせんので、また改めてこの点は伺ひたいと思ひます。

それから、先ほど国土庁からおつしやつたけれども、これだけの災害が起つた。それは計画を立てるのは結構です。計画は大いに立てて、しかし、その計画が事態に合うようなものでなければならぬ、これはおわかりだろうと思ふのです。いまお話を承ると、さあ、どうかいなと、水の問題にいたしまして、消防の問題にしまして、新聞では、これは消防庁はもうお手上げだと言つておるんですね。新聞にこれは出てゐるんです。新聞の言つたことは責任持たぬと言われればそれまで。だけれども大新聞で、防火は住民にまかせますといふて、こういうふうに出てゐるんです。でありますので、行政官庁としてはできるだけのことはやつていただかなければいかぬ。私はいままで承りまして、はあ、実行可能だと思ふのは、警察の出動体制だけだろうと思ふ。しかし、これだつて、交通遮断ということが至るところにおいて行われると思ふ。したがひまして、そういうふうなところの中で計画を立てることも非常にむずかしいだろうけれども、事態に即したものを立てていただきたい。これは計画を立てないよりも立てる方がいいことはわかり切つてますよ。しかし、事態に合うようなものをつくつてもらひたい。あるいは給水の問題にいたしまして、農林省と相

談したりどつかと相談すると言うけれども、私は実際にはできてないのが実情じゃないかと思えます。本当に関東震災あるいは東京大空襲、こういう貴重な経験をわれわれは持つておる。この貴重な経験に基づいた計画をひとつお立て願いたいことをお願いいたしておきます。

さらにはその上に持つてまいりまして、自動車に非常に発達しておりますから、また様子も大いに変わつてきておると思えます。この点をひとつ十分なる人知を集めた、衆知を集めたひとつ計画を立てていただきたいことをお願いいたしたいと思います。

建設省、遺憾ながら建設省のお話が一番ざつとしています。これは本当に何をやってるんだとそれは建設大臣は金は計画について幾らでも出しましょう。結構です。その意気込みでやつてもらいたいと思う。しかし、現に川崎市は遮断帯をつくるに九千億円要るんだ、国はひとつ補助してくれという要請がすであるのです。これは御存じないかも知れぬけれども、もう自治省へ言つてきておるのです。そういうようなことでございますので、これは先ほどもおっしゃられたように、早急にできるものと長期的な展望に立つものと二つあります。しかし、短期にできるものであれば早急にひとつやつて、人心に不安のないようにやつていただきたいと思えます。

それから、しかるべき処置をすると言つておりますが、しかるべき処置はどうもとられておらぬようです。しかるべき処置をとるのであれば、一番最初に全国の中央防災会議を開かなければいけないのです。金丸さん。まだこれが開かれておらないじゃないですか。まあ防災会議は審議機関であれは役所の隠れみのだとおっしゃつてしまえばそれまでです。しかし、これはやはり本当に真剣に対策を講ずるなら、国民にその点を注意を喚起すると同時に、防災会議でも、このような結論を出してこうやるのだという適確なる方針を、私は出すべきだと思います。この点につきまして、もう少ししつとふんどしを締め直して、国土庁も取

り組んでいただきたいと思えます。

以上、私は限られた時間でございますので簡単に質問いたしました。ひとつ、先ほど私が申し上げた違ふところについて、何か御答弁があるならば承りましょう。

○井上説明員 お答えいたします。

初めに挙げられました災害の何軒家が倒れるというお話、これは実は地震予知連絡会ではこういう発表をしております。

○天野委員長 簡単に結論だけ言つてください。

○井上説明員 地震予知連絡会で発表しておるのは、あくまでここで地震が起こる可能性があるということであります。

○井上(普)委員 大新聞でもそれほどの記事を書くのだ。素人だったらどう考えるかということから、的確なものを出さないということ。国民に知らせないということ。

○井上説明員 地震予知連絡会で発表しておりますのは、あくまで震度五程度の地震が起こりそうだということを発表しているだけであつて、それによつてどれだけ災害が起こるかという予測は、地震予知連絡会ではやつておりません。

○井上(普)委員 それは新聞記事の誤りだな。

○井上説明員 誤りです。

○天野委員長 次回は、来る十九日水曜日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開くこととし、本日は、これにて散會いたします。

午後一時五十三分散會

建設委員會議録第六号中正誤

ベジ 段行 誤 正

二 四一四 大規模は 大規模な

四 一末六 変更いさし 変更いたし

五 三一五 どれほど どれほど

一〇 一八 意見と聴取 意見の聴取

一〇 四二四 作成したた 作成した

十三 ページ二段十一行目の前に「(所得税法の

一部改正)」を加える

昭和五十年三月二十二日印刷

昭和五十年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

U